

レ
ビ
記

第一 章

エホバ集會の幕屋よりモーセを呼びこれに告て言たまはく イスラエルの子孫に告てこれに言
ヘ汝等の中の人もし家畜の禮物をエホバに供んとせば牛あるひは羊をとりてその禮物となすべし

もし牛の燔祭をもてその禮物になさんとせば全き牡牛を供ふべしすなはち集會の幕屋の門にてこれをエホバの前にその受納たまふやうに供ふべし

彼その燔祭とする者の首に手を按べし然ば受納られて彼のためにも贖罪とならん

彼エホバの前にその犢を宰るべし又アロンの子等なる祭司等はその血を携へきて集會の幕屋の門なる壇の四圍にその血を灑ぐべし

彼またその燔祭の牲の皮を剥ぎこれを切わかつべし 祭司アロンの子等壇の上に火を置きその火の上に薪柴を陳べ 而してアロンの子等なる祭司等その切わかてる者その首およびその脂を壇の上なる火の上にある薪の上に陳ぶべし その臓腑と足はこれを水に洗ふべし斯て祭司は一切

を壇の上に焼て燔祭となすべし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり

またその禮物もし群の羊あるひは山羊の燔祭ならば全き牡を供ふべし 彼壇の北の方においてエホバの前にこれを宰るべしアロンの子等なる祭司等はその血を壇の四圍に灑ぐべし 彼また之を切わかつその首とその脂を截とるべし而して祭司これを皆壇の上なる火の上にある薪柴の上に陳ぶべし またその臓腑と足はこれ

イ出四〇・三四、三五	一・二二・二〇、二一	ホ出二九・一〇、一五、 ヘ利二二・二一、二七	一六・二四 民一五 リ代下三五・二一 來 チ創ヘ・二一 結二〇 カ利一・五
民一二・四、五	申一五・二一 馬一	一九 利三・二、八 釋五六・七 羅二	一五 代下二九 一〇・一 母後
口出一九・三	二四 第五・二七	一三、四・一五、八 二、肺四・一八	二三、二四 羅五・ヌ利三・八 來二二 二・二五 第五・二
ハ利二二・一八、一九	來九・一四 彼前一	ト利四・二〇、二六、三 一一 二四 彼前一 二四 彼前一 ワ利一・三	二四 彼前一 二四 彼前一 ワ利一・三
ニ出一二・五	利三・一九	一三五、九・七、 チ米六・六	

ヨ利五・七、二二八 レ創一五・一〇 民一五・四
 路二・二四 ソ利一・九、二三 ネ利二・九、五・一、一四
 タ利六・一〇 ツ利六・一四、九・一七 六・一五、二四・七 ナ利七・九、一〇。
 ラ出二九・三七 民ウ利二・二
 キ出二九・一八
 賽六六・三 徒一〇 一二・一三 ム出二九・二
 ノ利二・三

一四 を水に洗ひ祭司一切を携へきたりて壇の上に焼べし是を燔祭となす是即ち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり
一五 若また禽を燔祭となしてエホバに獻るならば鴈鳩または雛き鴿を携へ來りて禮物となすべし 祭司はこ
一六 れを壇にたづさへゆきてその首を切やぶりこれを壇の上に焼べしまたその血はこれをしほりいだして壇の一方には
一七 ぬるべし またその穀袋とその内の物はこれを除きて壇の東の方なる灰棄處にこれを棄べし またその翼は
 切はなすこと无にこれを割べし而して祭司これを壇の上にて火の上なる薪柴の上に焼べし是を燔祭となす是すな
 はち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり

第二章

一 人素祭の禮物をエホバに供ふる時は麥粉をもてその禮物となしその上に油をそゝぎ又その上に
二 乳香を加へ これをアロンの子等なる祭司等の許に携へゆくべし斯てまた祭司はその麥粉と油
三 握をその一切の乳香とともに取り之を記念の分となして壇の上に焼べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき
四 香たるなり 素祭の餘はアロンとその子等に歸すべし是はエホバに獻る火祭の一にして至聖物たるなり

五 汝もし爐に燒たる物をもて素祭の禮物となさんとせば麥粉に油を和て作れる無酵菓子および油を抹たる
六 無酵煎餅を用ふべし 汝の素祭とする禮物もし鍋に燒たる物ならば麥粉に油を和て酵いれずに作れる者を用ふ
七 べし 汝これを細に割てその上に油をそゝぐべし是を素祭となす 汝の素祭とする禮物もし釜に煮たる物な
八 らば麥粉と油をもて作れる者を用ふべし 汝これ等の物をもて作れる素祭の物をエホバに携へいたるべし是を
九 祭司に授さば祭司はこれを壇にたづさへ往き その素祭の中より記念の分をとりて壇の上に焚べし是すなはち
一〇 火祭にしてエホバに馨しき香たるなり 素祭の餘はアロンとその子等に取すべし是はエホバにさゝぐる火祭の

一ひとつにして至聖物たるなり

ニ一一きよ 凡そ汝等なんぢらがエホバにたづさへいたる素祭そさいは都まて醉ういれて作つくるべからず汝等なんぢらはエホバに獻さへる火祭くわまつりの中に醉う
または蜜みつを入れて焚やくべからず 三三但ただしし初熟はつなりの禮物そなへものをそなふる時ときには汝等なんぢらこれをエホバにそなふべし然とど馨かほしき香じゆひの
ためにこれを壇だんにそなふる事ことはなすべからず 三三汝素祭なんぢそさいを獻さへるには凡すべて鹽しほをもて之これに味あぢつくべし汝なんぢの神かみの契約けいやくの鹽しほ
を汝なんぢの素祭そさいに缺かくこと勿なかれ汝なんぢそなへもの禮れい物ものをなすには都まて鹽しほをそなふべし

一一 凡そ汝等がエホバにたづさへいたる素祭は都て酔まくいれて作るべからず汝等はエホバに獻ささぐる火祭の中うちに醉まく
二ニ または蜜みつを入いれて焚やくべからず 二ニ 但し初熟はつなりの禮物そなへものをそなふる時ときには汝等なんぢらこれをエホバにそなふべし然しかばど馨かほしき香じほひの
三 ためにこれを壇だんにそなふる事ことはなすべからず 三さん 汝素祭なんぢそさいを獻ささぐるには凡すべて鹽しほをもて之これに味あぢつくべし汝の神なんぢかみの契約けいやくの鹽しほ
四 を汝の素祭に缺なきこと勿れ汝なんぢそへもの禮物そなへものをなすには都すべて鹽しほをそなふべし
五 汝初穂なんぢはつほの素祭そさいをエホバにそなへんとせば穂ほを火ひにやきて穀からをさりたる者ものをもて汝の初穂はつほの禮物そなへものにそなふべし
六 し 汝また油あぶらをその上うへにほどこし乳香にゅうこうをその上うへに加くわふべし是これを素祭そさいとなす 六ろく 祭司さいしはその穀からを去さりたる穀物こくもつの中うち
七 および油あぶらの中うちよりその記念おぼえの分ぶんを取りその一切すべての乳香にゅうこうとともにこれを焚やくべし是これすなはちエホバにさゝぐる火祭くわさいな
八 七しち および油あぶらの中うちよりその記念おぼえの分ぶんを取りその一切すべての乳香にゅうこうとともにこれを焚やくべし是これすなはちエホバにさゝぐる火祭くわさいな

4

第三章

一ひともし酬恩祭の犠牲を獻るに當りて牛をとりて之を献るならば牝牡にかゝはらずその全き者をエ
人ひともし酬恩祭の犠牲を獻るに當りて牛をとりて之を献るならば牝牡にかゝはらずその全き者をエ
ホバの前に供ふべし 二すなはちその禮物の首に手を按き集會の幕屋の門にこれを宰るべし而して
アロンの子等なる祭司等その血を壇の周圍に灑ぐべし 三彼はまたその酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバ
に献べし即ち臓腑を裹むところの脂と臓腑の上の一切の脂 五および二箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者を取べし
ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者を取べし 六而してアロンの子等壇の上において火の上なる薪の上の
燔祭はんさいの上にこれを焚べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり

の上にこれを焚べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり
もしまたエホバに酬恩祭の犠牲を獻るにあたりて羊をその禮物となすならば牛牡にかゝはらず其全き者を

タ利二一・六、八、一七 馬一・七、二一 前二・一五 代下七 一四 尼八・一〇 一四 申一一・一六 ナ利六・一八、七・三 ラ利五・一五、一七 民
 二一、二二、二三、レ利三・一、七 二五 結四四・七 ソ利七・一三、二五 母 ツ利三・一六 申三二 二六、一七・一〇、四四・七、一五 二四
 井利九・四 利七・一三 母前一四・三三 結六、一七・七、二三 二七 詩九・九、一二 二九・一四 民
 ム利八・一二 一九・四

供ふべし 若また羔羊をその禮物となすならば之をエホバの前に奉來り **ハ** その禮物の首に手を按きこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍にそぐべし **九** 彼その酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバに獻べし即ちその脂をとりその尾を脊骨より全く斷きりまた臓腑を裹ところの脂と臓腑の上の

一切の脂 **一〇** および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者をとるべし **一一** 祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭にしてエホバにたてまつる食物なり

一 もし山羊を禮物となすならばこれをエホバの前に奉來り **一三** 其の首に手を按きこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍に灑ぐべし **一四** 彼またその中よりして禮物をとりエホバに火祭をさぐべしなはち臓腑を裏むところの脂と臓腑の上のすべての脂 **一五** および兩箇の腎とその上の脂と腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者をとるべし **一六** 祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭として奉つる食物にして馨しき香たるなり脂はみなエホバに歸すべし **一七** 汝等は脂と血を食ふべからず是は汝らがその一切の住處において代々永く守るべき例なり

第四章 **二** エホバまたモーセに告て言たまはく **二** イスラエルの子孫に告ていふべし人もし誤りてエホバの誠命に違ひて罪を犯しその爲べからざる事の一を行ふことあり **三** また若膏そゝがれし祭司罪を犯して民を罪に陥いるゝごとき事あらばその犯せし罪のために全き犠の若き者を罪祭としてエホバに獻べし **四** 即ちその牡犠を集會の幕屋の門に奉きたりその牡犠の首に手を按きその牡犠をエホバの前に宰るべし **五** かくて膏そゝがれし祭司その牡犠の血をとりてこれを集會の幕屋にたづさへ入り **六** 而して祭司指

セキイシ
をその血にひたしてエホバの前聖所の障蔽の幕の前にその血を七次そゝぐべし 祭司またその血をとりてエホバの前にて集會の幕屋にある馨香の壇の角にこれを塗べし その牡犢の血は凡てこれを集會の幕屋の門にある燔祭に用ふべし ハ 祭の壇の底下に灌べし またその牡犢の脂をことごとく取て罪祭に用ふべし 即ち臓腑を裏むところの油と臓腑の上の一切の脂 および兩箇の腎と其上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者を取べし 之を取には酬恩祭の犧牲の牛より取が如くすべし 而して祭司これを燔祭の壇の上に焚べし その牡犢の皮とその一切の肉およびその首と脰と臓腑と糞等 凡てその牡犢はこれを營の外に携へいたして灰を棄る場なる清淨處にいたり火をもてこれを薪柴の上に焚べし 即ち是は灰棄處に焚べきなり

一三　またイスラエルの全會衆過失をなしたるにその事會衆の目にあらはれずして彼等つひにエホバの誠命の爲べからざる者ものを爲し罪つみを獲ることあらんに　もし其犯せし罪あらはれなば會衆の者若き犧ささぎを罪祭ざいさいに獻ささぐべし即ちこれを集會の幕屋の前に率いたり　一四　會衆の長老等エホバの前にてその牡犧の首に手を按きその一人牡犧をエホバの前に宰ほふるべし　一五　而して膏あぶらそゝがれし祭司さいけいしその牡犧の血ちを集會の幕屋に携たづきへいり　一六　祭司指ゆびをその血にひたしてエホバの前障蔽の幕の前にこれを七次そゝぐべし　一七　祭司またその血ちをとりエホバの前にて集會の幕屋にある壇の角にこれを塗ぬるべし其血そのちは凡てこれを集會の幕屋の門にある燔祭はんさいの壇の底下に灌くわぐべし　一八　また其脂そのあぶらをとてこの牡犧にもなし祭司さいけいしこれもて彼等のごとく取て壇の上に焚くわぐべし　一九　すなはち罪祭ざいさいの牡犧になしたるごとくにこの牡犧にもなし祭司さいけいしこれをもて彼等のためて贖罪あがなをなすべし然せば彼等赦かれらゆるされん　二〇　かくして彼その牡犧を營えいの外にたゞさへ出し初次の牡犧を焚くわぐしごとくにこれを焚くわぐべし是すなはち會衆の罪祭ざいさいなり

リ利四・二、一三
カ利四・一四
ヨ利四・四

タ利四・三〇
レ利三・五
ソ利四・二〇
民一五

二八
ツ利四・二
民一五
二七

ネ利四・三三
ム利三・一四
ウ出三九・一八
ラ利三・三

ム利四・一六
利一
オ利三・五

井利四・二六
ク利四・二六、三一

二二 また牧伯たる者罪を犯しその神エホバの誠命の爲べからざる者を誤り爲て罪を獲ことあらんに 若その
二三 罪を犯せしことを覺らば牡山羊の全き者を禮物に持きたり 二四 その山羊の首に手を按き燔祭の牲を宰る場にてエ
二五 ホバの前にこれを宰るべし是すなはち罪祭なり 二六 祭司は指をもてその罪祭の牲の血をとり燔祭の壇の角にこれ
二七 を抹り燔祭の壇の底下にその血を灌ぎ 二八 酬恩祭の犠牲の脂のごとくにその脂を壇の上に焚べし斯祭司かれの罪
のために贖事をなすべし然せば彼は赦されん

二九 また國の民の中に誤りて罪を犯しエホバの誠命の爲べからざる者の一を爲て罪を獲る者あらんに 若そ
二七 の罪を犯せしことを覺らば牡山羊の全き者を牽きたりその犯せし罪のためにこれを禮物になすべし 二九 即ちその
三〇 罪祭の牲の首に手を按き燔祭の牲の場にてその罪祭の牲を宰るべし 二九 而して祭司は指をもてその血を取り燔祭
三一 の壇の角にこれを抹りその血をことごとくその壇の底下に灌べし 二九 祭司また酬恩祭の牲より脂をとることごとくに
三二 その脂をことごとく取りこれを壇の上に焚てエホバに馨しき香をたてまつるべし斯祭司かれのために贖罪をなす
べし然せば彼は赦されん

三三 彼もし羔羊を罪祭の禮物に持きたらんとせば牝の全き者を携へきたり 二三 その罪祭の牲の首に手を按き
三四 燔祭の牲を宰る場にてこれを宰りて罪祭となすべし 二四 かくて祭司指をもてその罪祭の牲の血を取り燔祭の壇の
三五 角にこれを抹りその血をことごとくその壇の底下に灌ぎ 二五 羔羊の脂を酬恩祭の犠牲より取ることごとくにその脂を
ことごとく取べし而して祭司はエホバに獻ぐる火祭のごとくにこれを壇の上に焚べし斯祭司彼の犯せる罪のため
に 贖 をなすべし然せば彼は赦されん

第五章

人もし證人として出たる時に諭誓の聲を聽ながらその見たる事またはその知る事を陳すして罪を犯さばその咎は己の身に歸すべし。人もし汚穢たる獸の死體汚穢たる家畜の死體汚穢たる昆蟲の死體など凡て汚穢たる物に觸ることあらばその事に心づかざるもの身は汚れて辜あり。もし又心づかずして人の汚穢にある事あらばその人の汚穢は如何なる汚穢にもあれその之を知るにいたる時は辜あり。人もし心づかずして誓を發し妄に口をもて惡をなさんと言ひ善をなさんと言ばその人の誓を發して妄に言ふところは如何なる事にもあれそのこれを知るにいたる時は此等の一において辜あり。若これらの一において辜ある時は某の事において罪を犯せりと言あらはし。その愆のためその犯せし罪のために羊の牲なる者すなはち羔羊あるひは牝山羊をエホバにたづさへ來りて罪祭となすべし。斯て祭司は彼の罪のために贖罪をなすべし。

もし羔羊にまで手のとどかざる時は鷦鷯二羽か雛鷦鷯二羽をその犯せし愆のためにエホバに持きたり。一を罪祭にもちひ一を燔祭に用ふべし。即ちこれを祭司にたづさへ往べし祭司はその罪祭の者を先にさゝぐべし。即ちその首を頸の根より切やぶるべし。但しこれを切はなすべからず。而してその罪祭の者の血を壇の一方にそぎその餘の血をば壇の底下にしほり出すべし。是を罪祭となす。またその次のは慣例のごとくに燔祭にさゝべし。斯祭司彼が犯せし罪のために贖をなすべし。然せば彼は赦されん。

もし二羽の鳴鳩か二羽の雛き鶴までに手のとどかざる時はその罪ある者麥粉一エバの十分一を禮物にもちきたりてこれを罪祭となすべし。その上に膏をかくべからず。又その上に乳香を加ふべからず。是は罪祭なればなり。

彼祭司の許にこれを携へゆくべし。祭司はこれを一握とりて記念の分となし壇の上にてエホバの火祭の上にこ

ワ利一・一四
カ利四・二六
ヨ民五・一五
タ利三・二
レ利四・三五

ソ利四・二六
ツ利二・三
ネ利二・一四
ナ出三〇・一三
二七・二五
ラ喇一〇・一九

ム利六・五、二二・一ノ利五・一五、四・二、ヤ利五・一六
一六、二七、二三、一
一三、二二、二七詩
マ喇一〇・二
一九、二二、路一二
ケ民五・六
四八
フ出二二、七、一〇
コ利一九、一一徒五
四、西三・九
ク利五・一五
ウ利四・二六
オ利五・一三
井利四・二
九・一二耶七・九

エ歲三四・二八、二六
一九、二二、三
母後一二、六
ア出二二、一一利一
九・一二耶七・九
羅五・四

エ歲三四・二八、二六
サ利五・一六民五・七
母後一二、六
一九、八
ア出二二、一一利一
九・一二耶七・九
羅五・四

一三　れを焚べし是を罪祭となす　斯祭司は彼が是等の一を犯して獲たる罪のために贖をなすべし然せば彼は赦されんその殘餘は素祭とひとしく祭司に歸すべし

一四

一四　エホバ、モーセに告て言たまはく　人もし過失を爲し知ずしてエホバの聖物を干して罪を獲ことあらば汝の估價に依り聖所のシケルにしたがひて數シケルの銀にあたる全き牡羊を群の中よりとりその愆のためにこれをエホバに携へたりて愆祭となすべし　一五　而してその聖物を干して獲たる罪のために償をなしまだ之に五分の一をくはへて祭司に付すべし祭司はその愆祭の牡羊をもて彼のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん　一六　人もし罪を犯しエホバの誠命の爲べからざる者の一を爲すことあらば假令これを知ざるも尙罪ありその罪を任べきなり　即ち汝の估價にしたがひて群の中より全き牡羊をとり愆祭となしてこれを祭司にたづさへいたるべし祭司は彼が知らずして誤りし過誤のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん　一七　是を愆祭となすその人は誠にエホバに罪を獲たり

一五

一五　エホバまたモーセに告て言たまはく　人もしエホバにむかひて不信をなして罪を獲ことあり即ち人の物をあづかり又は質にとり又は奪ひおきて然る事あらずと言ひ或は人を虐る事を爲し　一六　は人の落せし物を拾ひおきて然る事なしと言ひ偽りて誓ふことを爲す等凡て人の爲て罪を獲るところの事を一にても行はゞ　是罪を犯して身に罪ある者なればその奪し物その虜げて取たる物その預りし物その拾ひとりし物　一七　および凡てその偽り誓し物を還すべし即ちその原物を還しその上に五分の一をこれに加へその愆祭をさゝぐる

一四

一三　ニ

第六章

ひ日にこれをその本主に付すべし
六 彼その愆祭をエホバに携へきたるべし 即ち汝の估價にしたがひその愆のため
に群の中より全き牡羊をとりて祭司にいたるべし
七 祭司はエホバの前において彼のために贖罪をなすべし 然せば彼はその中のいづれを行ひて怨を獲るもゆるさるべし

アーヴィング著　モーセの生涯　九
エホバまたモーセに告て言ひたまはく
アロンとその子等に命じて言へ燔祭の例は是のごとし此燔祭

の上なる爐の上に旦まで終夜あらしむべきなり
衣服を着て麻の褲をその内に纏ひ壇の上にて火にやけたる燔祭の灰を取て壇の旁に置き
脱ぎ他の衣服をつけてその灰を營の外に携へいたし清淨地にもちゆくべし
壇の上の火をばたえず燃しむべし
熄しむべからず祭司は朝ごとに薪柴をその上に燃し燔祭の物をその上に陳べまた酬恩祭の脂をその上に焚べし

三
よつねて實上へたえず然しむべし息しぬべからず

一四 素祭の例は是のごとしアロンの子等これをエホバの前すなはち壇の前にさゝぐべし
即ち素祭の麥粉とその膏を一握とりまた素祭の上の乳香をことごとく取て之を壇の上に焚き馨しき香となし記念の分となしてエホバの事よりきよきところ

四 素祭の例は是のごとしアロンの子等これをエホバの前すなはち壇の前にさゞべし
五 即ち素祭の麥粉と
六 その膏を一握とりまた素祭の上の乳香をことごとく見て之を壇の上に焚き馨しき香となし記念の分となしてエホバにたてまつるべし
七 その遺餘はアロンとその子等これを食ふべし即ち酵をいれずして之を聖所に食ふべし
八 集會の幕屋の庭にて之を食ふべきなり
九 之を酔いれて焼べからずわが火祭の中より我これを彼等にあたへてそ

アロンの子等の男たる者はみな之を食ふことを得べし是は祭と懲祭のごとくに至聖し
エホバにたてまつる火祭の例にして汝等が代々永くまもるべき者なり凡てこれに觸る者は聖なるべし

井利一〇、一七、一八 ノ利六・一六 ク利一一・三三、一五 一・一〇
民一八・九、一〇 結 オ出二九・三七、三〇 ヤ利六・一八 マ利六・二五
四四二八、二九 一・九 ケ利四・七、一・一〇 来一三・一 二一・二二
テ出二九・一三 利三 一五、一六、四・八
四、九、一〇、一四
一五、一六、四・八
九

一九 一九
エホバ、モーセに告て言たまはく アロンとその子等が膏そゝがるゝ日にエホバにさゝぐべき禮物は是のごとし麥粉一エバの十分の一を素祭となして恒に献ぐべし即ちその半を朝にその半を夕にさゝぐべし 是は鍋の内に油をもて作りその焼たる時に汝これを携へきたるべし即ちこれを幾個にも劈て素祭となしエホバに献げて馨しき香とならしむべし 三 アロンの子等の中膏をそゝがれて彼に繼で祭司となる者はこれを献ぐべし 斯はエホバに對して永く守るべき例なり是は全く焚つくすべし 凡て祭司の素祭はみな全く焚つくすべし食ふべからざるなり

二四 二四
エホバまたモーセに告て言たまはく アロンとその子等に告ていふべし罪祭の例は是のごとし燔祭の牲を宰る場にて罪祭の牲をエホバの前に宰るべし是は至聖物なり 二五 罪のために之をさゝぐるところの祭司これを食ふべし即ち集會の幕屋の庭において聖所に之を食ふべし 二六 凡てその肉に觸る者は聖なるべしその血もし衣服に灑ぎかゝることあらばその灑ぎかゝれる者を聖所に洗ふべし 二七 またこれを煮たる者銅の鍋ならば水をもてこれを磨き洗ふべし 二八 祭司等の中の男たる者は皆これを食ふことを得べし是は至聖し 然どその血を集會の幕屋にたづさいりて聖所にて贖罪をなしたる罪祭はこれを食ふべからず火をもてこれを焚べし

二九 二九
第七章 血を壇の四周にそゝぎ その脂をことごとく献ぐべし即ちその脂の尾その臓腑を裏むところの諸の脂 兩個の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者および肝の上の網膜の腎の上におよべる者を取り 祭司こ

れを壇の上に焚てエホバに火祭とすべし之を懲祭となす。祭司等の中の男たる者はみな之を食ふことを得是は聖所に食ふべし至聖者なり。罪祭も懲祭もその例は一にして異らずこれは贖罪をなすところの祭司に歸すべし。人の燔祭をさゝぐるところの祭司その祭司はその献ぐる燔祭の物の皮を自己に得べし。凡て爐に焼たる素祭の物および凡て釜と鍋にて製へたる者はこれを献ぐるところの祭司に歸すべし。凡そ素祭は油を和たる者も乾たる者もみなアロンの諸の子等に均く歸すべし。

ニエホバに獻ぐべき酬恩祭の犠牲の例は是のごとし。一三若これを感謝のために献ぐるならば油を和たる無酵菓子と油をぬりたる無酵煎餅および麥粉に油をまぜて焼たる菓子をその感謝の犠牲にあはせて献ぐべし。その菓子の外にまた有酵パンを酬恩祭なる感謝の犠牲にあはせてその禮物に供ふべし。即ちこの全體の禮物の中より一箇宛を取りエホバにさゝげて舉祭となすべし是は酬恩祭の血を灑ぐところの祭司に歸すべきなり。

一五感謝のために献ぐる酬恩祭の犠牲の肉はこれを献げし日の中に食ふべし少にても翌朝まで存しあくまじきなり。一六その犠牲の禮物もし願還かまたは自意の禮物ならばその犠牲をさゝげし日にこれを食ふべし。その酬恩祭の犠牲の肉を第三日に少にても食ふことをなさば其は受納られずまた禮物と算らることなくして反て残餘はまた明日これを食ふことを得るなり。一七但しその犠牲の肉の残餘は第三日にいたらば火に焚べし。八もし憎むべき者とならん是を食ふ者その罪を任べし。

一九その内もし汚穢たる物にふるゝ事あらば食ふべからず火に焚べしその肉は淨き者みなこれを食ふことを得るなり。二〇もしその身に汚穢ある人エホバに屬する酬恩祭の犠牲の肉を食はゞその人はその民の中より絶るべし。

レ結四・一四
ソ利七・二〇
ツ利三・一七

ネ利一七・一五 申 ナ剣九・四利三・一七、ム利三・三四、九一
一四・二一 結四・一七、一〇一・一四 四
一四、四四・三一 ラ利三・一
ウ出二九・二四・二七 ジ利三・五、一一、一六 一民六・二〇

ノ利七・三四
オ利七・三四、九二
一〇・一四、一五民
ヤ出四〇・一三、一五
利ヘ・一三、一〇

ク出二九・二八 利
一八・三
一民六・二〇
一ハ・一八、一九申
利ヘ・一三、一〇

二 また人もし人の汚穢あるひは汚たる獸畜あるひは忌しき汚たる物等都て汚穢に觸ることありながらエホバに屬する酬恩祭の犠牲の肉を食はゞその人はその民の中より絶るべし

三 エホバまたモーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に告て言べし牛羊山羊の脂は都て汝等これを食ふべからず 自ら死たる獸畜の脂および裂ころされし獸畜の脂は諸般の事に用ふるを得れどもこれを食ふことは絶てなすべからず 人のエホバに火祭として献ぐるところの牲畜の脂は誰もこれを食ふべからず之を食ふ人はその民の中より絶るべし また汝等はその一切の住處において鳥獸の血を決して食ふべからず 何の血によらずこれを食ふ人あればその人は皆民の中より絶るべし

四 エホバ、モーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に告て言べし酬恩祭の犠牲をエホバに献ぐる者はその酬恩祭の犠牲の中よりその禮物を取てエホバにたづさへ来るべし エホバの火祭はその人手づからこれを携へきたるべし即ちその脂と胸とをたづさへ來りその胸をエホバの前に搖て搖祭となすべし 而して祭司その脂を壇の上に焚べしその胸はアロンとその子等に歸すべし 汝等はその酬恩祭の犠牲の右の腿を擧祭となして祭司に與ふべし アロンの子等の中酬恩祭の血と脂とを献ぐる者その右の腿を得て自己の分となすべし 我イスラエルの子孫の酬恩祭の犠牲の中よりその搖る胸と擧たる腿をとりてこれを祭司アロンとその子等に與ふとはいスマエルの子孫の中に永く行はるべき例典なり

五 是はエホバの火祭の中よりアロンに歸する分またその子等に歸する分なり彼等を立てエホバに祭司の職をなさしむる日に斯定めらる すなはちは是は彼等に膏をそゝぐ日にエホバが命をくだしてイスラエルの子孫の中

三七

第八章

はんきい　そきい　ざいきい　けんきい　にんしょくきい　しうおんきい　いに　おきて
はち燔祭　素祭　罪祭　愆祭　任職祭　酬恩祭の犠牲の法なり

（一）エホバ、シナイの野においてイスラ

その禮物をエホバに供ふることを命じたまひしなり

（二）エホバ、モーセに告て言たまはく

汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と

（三）二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり

また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

モーセすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ
て言ふエホバの爲せと命じたまへる事は斯のごとしと

六
而してモーセ、アロンとその子等を携きたり水をもて彼等を洗ひ清め
アロンに裏衣を著せ帶を帶しめ
明衣を纏はせエボデを着しめエボデの帶を之に帶しめこれをもてエボデを其身に結つけ
また胸牌をこれに差
させその胸牌にウリムとトンミムをつけ
九
その首に頭帽をかむらしめその頭帽の上すなはちその額に金の板の上
聖前板をつけたりエホバのモーセに命じたまひし如し

一。モーセまた灌膏そ、きあぶらをとり幕屋とその中の一切の物に灌ぎてこれを聖別め
且これを七度壇だんにそゝぎ壇だん
その諸の器具および洗盤たらひとその臺に膏あぶらそゝぎてこれを聖別め
また灌膏そ、きあぶらをアロンの首かくべにそゝぎ之に膏あぶらそゝぎ
テ聖別たり 二。モーセまたアロンの子等こらをつれきたりて裏衣しだぎをこれに着せ帶おびをこれに帶しめ頭巾つまんをこれに蒙らす
カモ

たりエホバのモーセに命じたまひし如くなり

四
また罪祭の牡牛を率きたりてアロンとその子等その罪祭の牡牛の頭に手を按り 斯てこれを殺してモム

四三・一九 利四・七 結四三
ラ利四・四 ム出二九・一、二、三六

ウ出二九・一、三 利四
入ノ出二九・一五

ケ出二九・二九・三一
ヤ出二九・二二
マ出二九・二三

ク出二九・二九・三一
フ出二九・二五

オ出二九・一八

セその血をとり指をもてその血を壇の四周の角につけて壇を潔淨しまた壇の底にその血を灌ぎて之を聖別め
之がために贖をなせり 一六 モーセまたその臓腑の上の切の脂肝の上の網膜および兩箇の腎とその脂をとりて
之を壇の上に焚り 一七 但しその牡牛その皮その肉およびその糞は營の外にて火に焚りエホバのモーセに命じたま
ひし如し

一八 また燔祭の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按たり 一九 斯てこれを宰してモーセ
その血を壇の周圍に灑げり 二〇 而してモーセその牡羊を切さきその頭と肉塊と脂とを焚り 二一 また水をもてその
臓腑と脛を洗ひてモーセその牡羊をことごとく壇の上に焚り是は馨しき香のためにさゝぐる燔祭にしてエホバに
たてまつる火祭たるなりエホバのモーセに命じたまひし如し

二二 また他の牡羊すなはち任職の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按り 二三 斯てこれを
殺してモーセその血をとり之をアロンの右の耳の端とその右の手の大指と右の足の大指につけ 二四 またアロンの
子等をつれきたりてその右の耳の端と右の手の大指と右の足の大指にその血をつけたり而してモーセその血を壇
の周圍に灑げり 二五 彼またその脂と脂の尾および臓腑の上の切の脂と肝の上の網膜ならびに兩箇の腎とその脂
とその右の腿とを取り 二六 またエホバの前なる無酵パンの筐の中より無酵菓子一箇と油ぬりたるパンの菓子一箇
と煎餅一箇を取り是等をその脂の上とその右の腿の上に載せ 二七 是を凡てアロンの手とその子等の手に授け之を
エホバの前に搖て搖祭となさしめたり 二八 而してモーセまた之を彼等の手より取り壇の上にて燔祭の上にこれを
焚り是は馨しき香のためにたてまつる任職祭にしてエホバにさゝぐる火祭なり 二九 斯てモーセその胸をとりエホ

バの前にこれを搖て搖祭となせり任職の牡羊の中是はモーセの分に歸する者なりエホバのモーセに命じたまひし如し

三〇 而してモーセ灌膏と壇の上の血とをとりて之をアロンとその衣服に灑ぎまたその子等とその子等の衣服にそゝぎアロンとその衣服およびその子等とその子等の衣服を聖別たり

三一 斯てモーセまたアロンとその子等に言けるは集會の幕屋の門にて汝等その肉を煮よ而して任職祭の筐の内なるパンと偕にこれを其處に食へ是はアロンとその子等これを食ふべしと我に命ありしにしたがふなり 三二 その肉とパンの餘れる者は汝等これを火に焚べし 三三 汝等はその任職祭の竟る日まで七日が間は集會の幕屋の門口より出べからず其は汝等の任職は七日にわたればなり 三四 今日行ひて汝等のために罪をあがなふが如くにエホバ斯せよと命じたまふなり 三五 汝等は集會の幕屋の門口に七日の間日夜居てエホバの命令を守れ然せば汝等死る事なからん我かく命ぜられたるなり 三六 すなはちアロンとその子等はエホバのモーセによりて命じたまひし事等を盡く爲り

ニ

第九章

一 斯て第八日にいたりてモーセ、アロンとその子等およびイスラエルの長老等を呼ひ 而してアロンに言けるは汝若き牲犧の全き者を罪祭のために取りまた牡羊の全き者を燔祭のために取りてこれをエホバの前に獻ぐべし 三七 汝イスラエルの子孫に告て言べし汝等牡山羊を罪祭のために取りまた犧牛と羔羊の當歳にして全き者を燔祭のために取きたれ 三八 また酬恩祭のためにエホバの前に供ふる牡牛と牡羊を取り且油を和たる素祭をとりきたるべしエホバ今日汝等に顯れたまふければなり 三九 是に於てモーセの命ぜし物を集會の

三四

カ九・二三 出二四 一四 来五・三、七 五二

一六 ヨ利四・三 母前三・タ利四・一六、二〇 来 ソ利四・七

ツ利八・一六 レ利八・一五

ネ利四・八 ナ利四・一、八 ム利八・二〇

ウ利八・二一 オ利九・三、一〇 来二・一七、

五三 ヤ利三・一

ク出二九・三八

九・六一一九

六

幕屋の前に携へ來り會衆みな進よりてエホバの前に立ければ モーセ言ふエホバの汝等に爲と命じたまへる者はすなはちは是なり斯せばエホバの榮光汝等にあらはれん モーセすなはちアロンに言けるは汝壇に往き汝の罪祭と汝の燔祭を獻げて己のためと民のために贖罪を爲しました民の禮物を獻げて之がために贖罪をなし凡てエホバの命じたまひし如くせよ

九八

一 是に於てアロン壇に往き自己のためにする罪祭の犠を宰れり 九 しかしてアロンの子等その血をアロンの許にたづさへ來りければアロン指をその血にひたして之を壇の角につけその血を壇の底下に灌ぎ 一〇 また罪祭の牲の脂と腎と肝の上の網膜を壇の上に焼り凡てエホバのモーセに命じたまひし如し 一二 またその肉と皮は營の外にて火に焚り

一九

一三 彼等また燔祭の牲すなはちその肉塊と頭をかれに持きたりければ彼壇の上にこれを焚き 一四 またその臓腑と脛を洗ひ壇の上にて之を燔祭の上に焚り

一五

一五 彼また民の禮物を携へきたれり即ち民のためにする罪祭の山羊を取て之を宰り前のごとくに之を獻げて罪祭となし 一六 また燔祭の牲を牽きたりて定例のごとくに之をさ上げたり 一七 また素祭を携へたりてその中より

一握をとり朝の燔祭にくはへてこれを壇の上に焚り

一八

一八 アロンまた民のためにする酬恩祭の犠牲なる牡牛と牡羊を宰りしがその子等これが血を己にもちきたりければ之を壇の周圍に灑げり 一九 彼等またその牡牛と牡羊の脂およびその脂の尾と臓腑を裏む者と腎と肝の上の

網膜とを携へきたれり 即ち彼等その脂をその胸の上に載きたりけるにアロンその脂を壇の上に焚り その胸と右の腿はアロンこれをエホバの前に搖て搖祭となせり凡てモーセの命じたる如し

アロン民にむかひて手を擧てこれを祝し罪祭燔祭酬恩祭を獻ぐることを畢て下れり モーセとアロン集會の幕屋にいり出たりて民を祝せり斯てエホバの榮光總體の民に顯れ 火エホバの前より出て壇の上の燔祭と脂を燐つくせり民これを見て聲をあげ俯伏ぬ

茲にアロンの子等なるナダブとアビウともにその火盤をとりて火をこれにいれ香をその上に盛て異火をエホバの前に獻げたり是はエホバの命じたまひし者にあらざりしかば 火エホバより出て彼等を燐ほろぼせりすなはち彼等はエホバの前に死うせぬ モーセ、アロンに言けるはエホバの宣ふところは是のごとし云く我は我に近づく者等の中に我の聖ことを顯はし又全躰の民の前に榮光を示さんアロンは默然たりき モーセかくてアロンの叔父ウジエルの子等なるミサエルとエルザバンを呼び汝等進みよりて聖所の前より汝等の兄弟等を營の外に携へ出せと之にいひければ すなはち進みよりて彼等をその裏衣のまゝに營の外に携へ出しモーセの言ふごとくせり モーセまたアロンおよびその子エレアザルとイタマルにいひけるは汝らの頭を露すなれまた汝らの衣を裂なけれ恐くは汝等死んまた震怒全躰の民におよぶあらん但汝等の兄弟たるイスラエルの全家エホバのかく火をもて燐ほろぼしたまひし事を哀くべし 汝等はまた集會の幕屋の門より出べからず恐くは汝等死ん其はエホバの灌膏汝らの上にあればなりと彼等モーセの言ふごとくに爲り

イ利三・五・一六	ニ利九・六 民一四 下七・一 詩二〇・三	二六・六 代上 ヌ利九・二四 民一六 一一結二〇・四一、一〇	六・九、一〇、八・二
ロ出二九・二四・二六	一〇、一六・一九、ヘ王上一八・三九 代	四二・一三 三五 母後六・七	ワ詩三九・九 タ出三三・五 利二三
利七・三〇・一三四	四二 下七・三 諸三・一一	チ利一六・一二 民 ル出一九・二三、二九	タ譯四九・三 結二八 四五、二一・二一
ハ民六・二三 申二一	ト利一大・一、二二・一六・二八	チ利二一・六、四三 約一三・三 三・一九、三〇	○昆六・六、七申
五 路二四・五〇	水創四・四 士六・二一	一七・二一 賽五三 一・三三 撒後一・ヨ路七・一二 徒五・三三・九 結二四	

一六、一七
レ民一六、二二、四六
書七、一、二二、一
八、二〇 母後二四

ソ利二一、二二
ツ出二八、四一 利八
・三〇

ネ結四四、二一 路一。 結二三、二六、四四 ム出二九、二 利六。 ノ出二九、二四、二六、
一五 提前三、三
多一、七
ナ利一一、四七、二〇 二、八、九、一三 耶 ウ利二一、三三
二五 第一五、一九 一八、一八 馬二、七 井利二一、三、六、一六
オ利七、二九、三〇、三

ク九、三、一五
利七、三一、
三四 民一八、一
マ利六、三〇
ケ利六、二六
フ利九、八、二二

ハニ茲にエホバ、アロンに告て言たまはく 汝も汝の子等も集會の幕屋にいる時には葡萄酒と濃酒を飲なかれ恐くは汝等死ん是は汝らが代々永く守るべき例たるべし 一〇 斯するは汝等が物の聖と世間なるとを分ち汚たると潔淨とを分つことを得んため 一一 又エホバのモーセによりて告たまひし一切の法度をイスラエルの子孫に教ふることを得んがためなり

一二 モーセまたアロンおよびその遺れる子エレアザルトイタマルに言けるは汝等エホバの火祭の中より素祭の遺餘を取り酵をいれずして之を壇の側に食へ是は至聖物なり 一三 是はエホバの火祭の中より汝に歸する者また汝の子等に歸する者なれば汝等これを聖所にて食ふべし我かく命ぜられたるなり 一四 また搖る胸と舉たる腿は汝および汝の男子と女子これを淨處にて食ふべし是はイスラエルの子孫の酬恩祭の中より汝の分と汝の子等の分に與へらるゝ者なればなり 一五 彼等その舉るところの腿と搖るところの胸を火祭の脂とともに持きたりこれをエホバの前に搖て搖祭となすべし其は汝と汝の子等に歸すべし是は永く守るべき例にしてエホバの命じたまふ者なり 一六 斯てモーセ罪祭の山羊を尋ね索めるに既にこれを燬たりしかばアロンの遺れる子等エレアザルトイタマルにむかひてモーセ怒を發し言けるは 一七 罪祭の牲は至聖かるに汝等なんぞ之を聖所にて食ざりしや是は汝等をして會衆の罪を任て彼等のためにエホバのまへに贖をなさしめんと汝等に賜ふ者たるなり 一八 視よその血はまたこれを聖所に携へいることをせざりきかの物は我が命ぜしごとくに汝等これを聖所にて食ふべかりしなり 一九 アロン、モーセに言けるは今日彼等その罪祭と燔祭をエホバの前に獻げしが斯る事我身に臨めり今日もし我

モーセこれを聽て善とせり
モーセこれを聽て善とせり

モーセこれを取て罪祭の牲を食はゞエホバこれを善と觀たまふや

第一
章

一　エホバ、モーセとアロンに告てこれに言給はく　イスラエルの子孫に告て言へ地の諸の獸畜の
中汝らが食ふべき四足は是なり　凡て獸畜の中蹄の分たる者すなはち蹄の全く分たる反芻者は
二

汝等これを食ふべし
但し反芻者と蹄の分たる者の中汝等の食ふべからざる者は是なり即ち駱駝是は反芻ども

蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり
山鼠是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり
鬼是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり

反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり 猪是は蹄あひ分れ蹄まつたく分るれども反芻ことをせざれば汝等には汚たる者なり

汝等には汚たる者なり
汝等是等の者の肉を食ふべからず是等は汝等には汚たる者なり

九水にある諸族の中汝等の食ふべき者は是なり凡て水の中にをり海河に居る者にして翅と鱗のある者は是なる者にして凡て水に動く者凡て水に生る者即ち凡て海河にある者にして翅と鱗なき者は是汝等には忌はしき者なり是等には忌はしき者なり汝等その肉を食ふべからずまたその死體をば忌はしき者とな

すべし　「ニ
凡て水にありて翅も鱗もなき者は汝等には思はしき者たるべし

一三 とり うち なんぢら いま もの これ すなは 一四 はやぶ 一五 もろく 一六 たぐひ 一七 かう う 一八 はくてう 一九 つる 二〇 たぐひ しよ
鳥の中には汝等が忌はしことすべき者は是なり是をば食ふべからず是は忌はしき者なり即ち鶻黄鷹鳩
鷹の類 諸の鴉の類 駝鳥 真鷹 雀鷹の類 鶴 鶲 鶴の類 鶴 おト

七
かう
もり

二〇。また凡て羽翼のありて四爬よつぱいにあるくところの昆蟲は汝等なんぢらには忌はしき者いきものなり。但し羽翼のありて四爬よつぱい

チ太三・四 可一・六 二二、三一・三四 チ利六・二八、一五
リ利一・四・八、一五、ヌ賛六六・一七
五 民一九・一〇、ル利一五・一二

あるく諸の昆蟲の中その足に飛腿のありて地に飛ぶものは汝等これを食ふことを得べし 即ちその中蠅蟲の類 大蠅の類 小蠅の類 蟻𧈧の類を汝等食ふことを得べし 凡て羽翼ありて四爬にあるくところの昆蟲はみな汝等には忌はしき者たるなり

二四 これ等はなんぢらを汚すなり凡て是等の者の死體に捫る者は晩まで汚るべし 凡てその死體を身に携ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり 凡そ蹄の分れたる獸畜の中その蹄の全く分れざる者あるひは反芻ことをせざる者の死體は汝等には汚穢たるべし凡てこれに捫る者は汚るべし 四足にあるく諸の獸畜の中その掌底にて歩む者は皆汝等には汚穢たるべしその死骸に捫る者は晩まで汚るべし その死體を身に携ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり是等は汝等には汚たる者なり

二九 地に匍ところの匍行者の中汝等に汚穢となる者は是なり即ち鼴鼠 鼴鼠 大𧈧𧈧の類 蛤蚧 龍子 守宮蛇醫 蟻𧈧 諸の匍者の中是等は汝等には汚穢たるなり凡てその死たるに捫る者は晩まで汚るべし 是等の者の死て上に墜たる物は何にもあれ汚るべし木の器具にもあれ衣服にもあれ皮革にもあれ囊袋にもあれ凡そ事に用ふる器は皆これを水にいるべし是は晩まで汚穢ん斯せば是は清まるべし また是等の中の者瓦の器具につればその内にある者みな汚るべし汝らその器を毀つべきなり また水の入たる食ふべき食物も是等によりて汚るべく諸般の器にある飲べき飲物も是等に由て汚るべし 是等の者の死體物の上に墜ればその物都て汚るべし爐にもあれ土鍋にもあれ之を毀つべきなり是は汚れて汝等には汚れたる者となればなり 然ど泉水あるひは塘池水の瀦は汚るゝこと無し唯その死體に觸る者汚るべし 是等の者の死體は播べき種の上に墜るも其は汚る

二八 ることなし 二九 然ど種の上に水のかゝれる時にその死體上に墮なば其は汝等には汚たるべし

三九 四〇 汝等が食ふところの獸畜の死たる時はその死體に捫る者は晩まで汚るべし 三九 その死體を食ふ者はその衣服を濯ふべし其身は晩まで汚るゝなりその死體を携ふる者もその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり

四一 四二 地の上に匍ところの諸の匍行物は忌べき者なり食ふべからず 四一 即ち地に匍ところの諸の匍行物の中凡て腹ばひ行く者四足にて歩く者ならびに多の足を有つ者是等をば汝等食ふべからず是等は忌べき者たるなり 四二 四三

四四 四五 我は汝等の神エホバなれば汝等その身を聖潔せよ然ば汝等聖者とならん我聖ければなり汝等は必ずるなかれ 四四 我は汝等の神エホバなれば汝等その身を聖潔せよ然ば汝等聖者とならん我聖ければなり汝等は必ず地に匍ところの匍行者をもてその身を汚すことをせざれ 四五 我は汝等の神とならんとて汝等をエジプトの國より導きいだせしエホバなり我聖ければ汝等聖潔なるべし

四六 四七 第一章 一 エホバまたモーセに告て曰たまはく 二 イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を割べし 三 その婦女は尙その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の満るまでは聖物にさはるべからず

四 聖所にいるべからず 五 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしましたその成潔の血に六十六日を経べきなり

ル路二・二二
テ利五・七路二・三四
ワ利四・二六
カ申二八・二七
申一七・八、九、二四
タ利一・二五、一四
王下五・二七
代下
二六・二〇

六
而してその男子あるひは女子につきての成潔の日満なば燔祭の爲に當歳の羔羊を取り罪祭のために雛き
鶴あるひは鳴鳩を取てこれを集會の幕屋の門に携へたり祭司にいたるべし 祭司は之をエホバの前にさゝ
げてその婦女のために贖罪をなすべし然せばその出血の穢潔まるべし是すなはち男子または女子を生る婦女にか
かはるところの例なり その婦女もし羔羊にまで手の届かざる時は鳴鳩二羽か又は雛き鶴一羽を携へきたるべ
し是一は燔祭のため一は罪祭のためなり祭司これがために贖罪をなすべし然せば婦女は潔まるべし

ニ
第一三章 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 人その身の皮に腫あるひは癬あるひは光る處あら
んにもしそがその身の皮にあること癩病の患處のごとくならばその人を祭司アロンまたは祭司たる

三 アロンの子等に携へいたるべし また祭司は肉の皮のその患處を觀べしその患處の毛もし白くなり且その患處
四 身の皮よりも深く見えなば是癩病の患處なり祭司かれを見て汚たる者となすべし もし又その身の皮の光る處
五 白くありて皮よりも深く見えずまたその毛も白くならずば祭司その患處ある人を七日の間禁鎖おき 第七日に
六 また祭司之を觀べし若その患處變るところ無くまたその患處皮に蔓延ること無ば祭司またその人を七日の間禁鎖
七 おき 第七日にいたりて祭司ふたゝびその人を觀べしその患處もし薄らぎまたその患處皮に蔓延らば祭司こ
れを潔者となすべし是は癩なりその人は衣服を洗ふべし然せば潔くならん 然どその人祭司に觀られて潔き者
八 となりたる後にいたりてその癩皮に廣く蔓延らば再ひ祭司にその身を見すべし 祭司これを觀てその癩皮
に蔓延るを見ば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病なり

一〇九
九
人もし其の身に癩病の患處あらば祭司にこれを携ゆくべし 祭司これを觀にその皮の腫白くしてその毛

二 も白くなり且その腫に爛肉の見ゆるあらば 一 是舊き癩病のその身の皮にあるなれば祭司これを汚たる者となす
 二 べしその人は汚たる者なればこれを禁鎖るにおよばず 二 若また癩病大にその皮に發しその患處ある者の皮に遍く満て首より足まで凡て祭司の見るところにおよばず 一 祭司これを視若その身に遍く癩病の満たるを見ばその患處ある者を潔き者となすべし其人は全く白くなりたれば潔きなり 一 四 然どもし爛肉その人に顯れなば汚たる者なり 五 祭司爛肉を視ばその人を汚たる者となすべし爛肉は汚たる者なり是すなはち癩病たり 一 六 若またその爛肉變て白くなればその人は祭司に詣るべし 一 七 祭司これを視るにその患處もし白くなりをらば祭司その患處ある者を潔き者となすべしその人は潔きなり

一 八 また肉の皮に瘍瘍ありしに愈て 一 九 その瘍瘍の地方に白き腫おこり又は白くして微紅き光る處おこるあり
 二 十 て之を祭司に見することあらんに 二 祭司これを視るに皮よりも卑く見てその毛白くなりをらば祭司その人を汚たる者となすべし其は瘍瘍より起りし癩病の患處たるなり 二 然ど祭司これを觀に其處に白き毛あらずまた皮よりも卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁鎖おくべし 二 三 而してもし大に皮に蔓延ば祭司その人を汚たる者となすべし是その患處なり 二 三 然どその光る處もしその所に止りて蔓延すれば是は瘍瘍の痕跡なり
 祭司その人を潔き者となすべし

二 四 また肉の皮に火傷あらんにその火傷の跡もし微紅くして白く又は只白くして光る處となば 二 祭司これを視べし若その光る處の毛白くなりてその處皮よりも深く見なば是火傷より起りし癩病なれば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處たるなり 二 六 然ど祭司これを視にその光る處に白き毛あらずまたその處皮よりも卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁鎖おくべき 二 七 第七日に祭司これを視べしもし大に皮に蔓延

りをらば祭司きいしその人ひとを汚けがれたる者ものとなすべし是は癩病らいびやうの患處くわんしょなりこれもしその光る處ひかるところその所ところに止まり皮かはに蔓延ひろがらすして却かへつて薄うすらぎをらば是火傷これやけの腫はれなり祭司きいし其人そのひとを潔きよき者ものとなすべし其は是火傷これやけの痕迹あとなればなり

「九をも」
二九
三〇 男あるひは女もし頭または鬚に患處あらば
三一 祭司その患處を觀べし若皮よりも深く見えまた其處に黃な
三二 る細き毛あらば祭司その人を汚れたる者となすべし其は瘡にして頭または鬚にある癩病なり
三三 若また祭司その

瘡の患處を視に皮よりも深からずしてまた其處に黒き毛あること無ば祭司その瘡の患處ある者を七日の間禁錮

第七日に祭司その患處を視べしその瘡もし蔓延すまた其處に黃なる毛あらずして皮よりもその瘡深く見
ずばその人は剃ひどそることとなすべし但しその瘡の上は剃べからず祭司其瘡ある者を尙また七日の間禁鎖あひだとぢこゑおき
第七日に祭司またその瘡を視べし若その瘡皮に蔓延すまた皮よりも深く見ずば祭司その人を潔き者となすべ

三五 しその人はまたその衣服をあらふべし然せば潔くならん
三六 若その潔き者となりし後にいたりてその瘡大に皮に
蔓延りなば 祭司その人を視べし若その瘡皮に蔓延らば祭司は黄なる毛を尋るにおよばずその人は汚たる者な
三七 然ど若その瘡止たるごとくに見えて黒き毛の其處に生ずるあらばその瘡瘻たる者にてその人は潔し祭司そ
の人を潔き者となすべし

四〇 ひと
人もしそこの髪毛頭より脱おつるあるも禿なれば潔し
四一 ひと
人もしそこの面に近き處の頭の毛脱おつるあるも額
四二 しかれ
の禿たるなれば潔し 然ども若その禿頭または禿額に白く微紅き患處あらば是その禿頭または禿額に癩病の發
四三 きいし
したるなり 祭司これを觀べし若その禿頭あるひは禿額の患處の腫白くして微紅くあり身の内に癩病のあらは

るゝごとくなれば 四四 是癩病人にして汚たる者けがれものなり祭司さいしその人をもて全く汚たる者けがれものとなすべしその患處その頭に

あるなり

四五 癩病の患處ある者はその衣服を裂きその頭を露しその口に蓋カバをあてゝ居り汚たる者けがれもの汚たる者けがれものとみづから稱

四六 ふべし 四六 その患處の身にある日の間は恒に汚たる者けがれものたるべしその人は汚たる者けがれものなれば人に離れて居るべし即ち營の外に住居をなすべきなり

四七 若また衣服に癩病の患處起るあらん時は毛の衣こうもにもあれ麻の衣こうもにもあれ 又麻あるひは毛の經線けいせんにあるひにもせよ緯線よせいにあるにもせよ皮革かはにあるにもあれ又凡て皮革にて造れる物にあるにもあれ 又麻あるひは毛の經線けいせんにあるひ

四九 は皮革あるひは經線けいせんあるひは緯線よせいあるひは凡て皮革にて造れる物に有ところの患處青くあるか又は赤くあらば是これ癩病の患處なり之を祭司に見べし 四八 祭司はその患處を視その患處ある物を七日の間禁鎖きんさくおき 第七日にその

五〇 患處を視べし若その衣服あるひは經線けいせんあるひは緯線よせいあるひは毛あるひは皮革あるひは凡て皮革にて造れる物に有ところの患處蔓延まわんしよひきがりをらばこれ惡き癩病にしてその物は汚たる者けがれものなり 彼かれその患處あるところの衣服毛または麻の經線緯線よせいあるひは凡て皮革にて造れる物を燬やくべし是は惡き癩病なりその物を火に焼べし

五一 然ど祭司これを視に患處もしその衣服あるひは經線けいせんあるひは緯線よせいあるひは凡て皮革にて造れる物に蔓延まわんしよひきがりすば 祭司命じてその患處ある物を灌あらはせ尙七日の間之を禁鎖きんさくおき 而して祭司その灌あらひし患處を觀べし患處もし色の變ることなくば患處の蔓延まわんしよひきがりことあらざるも是は汚たる者けがれものなり汝これを火に燬やくべし是は表面にあるも裏面にあるも共に腐蝕ふしきの陥なり

ホ太八・二・四 可一、一四
四〇、四四 路五、ヘ民一九・六
一一、一四、一七、ト來九・二九

チ時五一・七 ル利一三・六
リ王下五・一〇、一四 ラ利一・二五
ヌ來九・一三 ワ民一・二・一五
ル利一三・六 カ太八・四 可一・四四
路五・一四

五六 然ど濯たる後に祭司これを視るにその患處薄らぎたらばその衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線より患處を切とるべし 五七 然るに尙またその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは皮革にて造れる物に患處のあらはるゝあらば是再發なり汝その患處ある物を火に焼べし 五八 また汝が濯ふところの衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは皮革にて造れる物よりして若その患處脱さらば再びこれを濯ふべし然せば潔し 是すなはち毛または麻の衣服および經線緯線ならびに凡て皮革にて造りたる物に起れる癩病の患處をしらべて潔と汚たると定むるところの條例なり

第一四章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく 二 癡病人の潔めらるゝ日の定例は是のごとし即ちその人を三 祭司の許に携へゆくべし 三 先祭司營より出ゆきて觀祭司もし癩病人の身にありし癩病の患處の瘡たるを見ば 四 祭司その潔めらるゝ者のために命じて生る潔き鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取きたらしめ 五 祭司また命じてその鳥一羽を瓦の器の内にて活水の上に殺さしめ 六 而してその生る鳥を取り香柏と紅の線と牛膝草をも取て之を夫活水の上に殺したる鳥の血の中にその生る鳥とともに濡し 七 癡病より潔めらるゝ者はその衣服を濯ひその者にこれを七回灑きてこれを潔き者となしその生る鳥をば野に放つべし 八 濠めらるゝ者はその衣服を濯ひその毛髪をことごとく剃おとし水に身を濬きて潔くなり然る後に營に入きたるべし但し七日が間は自己の天幕の外に九 居るべし 十 而して第七日にその身の毛髪をことごとく剃べし即ちその頭の髪と鬚と眉とをことごとく剃りまたその衣服を濯ひ且その身を水に濬きて潔くなるべし

一一 第八日にいたりてその人一匹の全き羔羊の牲と當歳なる一匹の全き羔羊の牲を取りまた麥粉十分の三分に油

二 を和たる素祭と油一ログを取りべし 一 潔禮をなす所の祭司その潔めらるべき人と是等の物とを集會の幕屋の門にてエホバの前に置き 一 而して祭司かの羔羊の牡一匹を取り一ログの油とともに之を愆祭に獻げまた之をエホバの前に搖て搖祭となすべし 一 この羔羊の牡は罪祭燔祭の牲を宰る處すなはち聖所にてこれを宰るべし罪祭の物の祭司に歸するごとく愆祭の物も然るなり是は至聖物たり 一 而して祭司その愆祭の牲の血を取りその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指に祭司これをつくべし 一 祭司またその一ログの油をとりて之を自身の左の手の掌に傾ぎ 一 而して祭司その右の指を左の手の油にひたしその指をもて之を七回エホバの前に灑ぐべし 一 その手の殘餘の油は祭司その潔らるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指においてその愆祭の牲の血の上に之をつくべし 一 而して尙その手に殘れる油は祭司これをその潔めらるべき者の首につけエホバの前にて祭司その人のために贖罪をなすべし 一 斯してまた祭司罪祭を獻げその汚穢を潔めらるべき者のために贖罪を爲て然る後に燔祭の牲を宰るべし 一 而して祭司燔祭と素祭を壇の上に獻げその人のために祭司贖罪を爲べし然せばその人は潔くならん

二 その人もし貧くして之にまで手の届かざる時は搖て自己の贖罪をなさしむべき愆祭のために羔羊の牡一匹をとり又素祭のために麥粉十分の一に油を和たるを取りまた油一ログを取り 一 且その手のとゞくところに循ひて鷦鷯二羽かまたは雛き鵠二羽を取りべし其一は罪祭のための者一は燔祭のための者なり 一 而してその潔禮の第八日に之を祭司に携へ集會の幕屋の門にきたりてエホバの前にいたるべし 一 かくて祭司はその愆祭の牡羊と一ログの油を取り祭司これをエホバの前に搖て搖祭となすべし 一 而して愆祭の羔羊を宰りて祭司その愆祭の牲

ヨ利一四・二三、一五 レ創一七・八 民三二 ソ詩九一・一〇 聖三
二五 二二 申七・一、三三 亞五・四
タ利一四・一〇 三二・四九

二六 の血を取りこれをその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指につけ 二六 また祭司その油の中を己の左の手の掌に傾ぎ 二七 而して祭司その右の指をもて左の手の油を七回エホバの前に灑ぎ 二八 亦祭司その潔めらるべき者の右の耳と右の手の大指と右の足の拇指において懲祭の牲の血をつけし處にその手の油をつくべし 二九 またその手に残れる油をば祭司その潔めらるべき者の首に之をつけエホバの前にてその人のために贖罪をなすべし 三〇 その人はその手のおよぶところの鷦鷯または雛き鶴一羽を獻ぐべし 三一 即ちその手のおよぶところの者一を罪祭に一を燔祭に爲べし祭司はその潔めらるべき者のためにエホバの前に贖罪をなすべし 三二 瘡病の患處ありし人にてその潔禮に用ふべき物に手の届ざる者は之をその條例とすべし

三三 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 三四 我が汝らの産業に與ふるカナンの地に汝等の至らん時に我汝らの産業の地の或家に癩病の患處を生ぜしむること有ば 三五 その家の主來り祭司に告て患處のごとき者家に現はると言べし 三六 然る時は祭司命じて祭司のその患處を視に行く前にその家を空しむべし是は家にある物の凡て汚れざらんためなり而して後に祭司いりてその家を觀べし 三七 その患處を觀にもしその家の壁に青くまたは赤き窪の患處ありて壁よりも卑く見えなば 三八 祭司その家を出て家の門にいたり七日の間家を閉おき 三九 祭司第七日にまた來りて視るべしその患處もし家の壁に蔓延をらば 四〇 祭司命じてその患處ある石を取のぞきて邑の外の汚穢所にこれを棄しめ 一 またその家の内の四周を刮らしむべしその刮りし灰沙は之を邑の外の汚穢所に傾け四一 他の石を取てその石の所に入かふべし而して彼他の灰沙をとりて家を塗べきなり 二四 斯石を取のぞき家を刮りてこれを塗かへし後にその患處もし再びおこりて家に發しなば 一五 祭司また來り

て覗べし患處もし家に蔓延たらば是家にある惡き頬病なれば其は汚るゝなり
四六 彼その家を毀ちその石その木おまへ
よびその家の灰沙をことごとく邑の外の汚穢所に搬びいだすべし
四七 その家を閉おける日の間にこれに入る者はその衣服を洗ふべし
晚まで汚るべし その家に臥す者はその衣服を洗ふべし

四七 晩まで汚るべし その家に臥す者はその衣服を洗ふべし
その家に食する者もその衣服を洗ふべし
然ど祭司いりて視にその患處家を塗かへし後に家に蔓延すれば是患處の瘡たる者なれば祭司そ

四八され
然さいしど祭司さいしいりて視みるにその患處家くわんしょいを塗ぬりかへし後に家のちに蔓延ひろがすば是患處これの瘡うずたる者ものなれば祭司さいしその家のを潔きよき者もの。

となすべし。彼すなはちその家を潔むるためニ鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取り。その鳥一羽を瓦の器の内にて活る水の上に殺し。五一小鳥の血なる活る水に浸し。香柏と牛膝草と紅の線と生鳥を取てこれをその殺せし鳥の血なる活る水に浸し。七回家に灑ぐべし。五二斯祭司鳥の血と活る水と生る鳥と香柏と牛膝草と紅の線をもて家を潔め。五三その生る鳥を。そなへ。そのために贖罪をなすべし。然せば其は潔くならん。

是すなはち頬病の諸患處瘡 および衣服と家屋の頬病 ならびに腫と癢と光る處とに關る條例にして
何の日潔きか何の日汚たるかを教ふる者なり頬病の條例は是のごとし

第一五章

第一五章 エホバ、モーセとアロンに告て言へ凡そ人その肉に流出あらばその流出のために汚るべし その流出に由て汚るよことはのごとし即ちその肉の流出したたるものその肉の流出滞ほるも共にその汚穢となるなり 流出ある者の臥たる床は凡て汚るまたその人の坐したる物は凡て汚るべし その床に觸る人は衣服をあらひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るよなり 流出ある者の坐したる物の上に坐する人は衣服を洗ひ水に身をそゝぐべしその身は晩まで汚るよなり 流出ある者その身に觸る人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るよなり ももし流出ある者の唾潔き者にかららる

ル利六・二八、一一・一八 ヨ利一四・一九、三一 レ母前二・一四
 三二・三三 ワ利一四・二二・二三 タ利二二・四 申二三 ソ利一二・二二
 ナ利一五・二八、一四 カ利一四・三〇・三一 ニ・一〇 ツ利二〇・一八

九 ばその人衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晚まで汚るゝなり 流出ある者の乗たる物は凡て汚るべし
 一〇 またその下になりし物に觸る人は皆晚まで汚るまた其等の物を携ふる者は衣服を洗ひ水に身をそよぐべしそ
 の身は晚まで汚るゝなり 一一 流出ある者手を水に洗はずして人にさはらばその人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべし
 一一 その身は晚まで汚るゝなり 一二 流出ある者の捫りし瓦の器は凡て碎くべし木の器は凡て水に洗ふべし
 一三 一三 流出ある者その流出やみて潔くならば己の成潔のために七日を數へその衣服を洗ひ活る水にその體を滌ぐ
 一四 べし然せば潔くなるべし 一四 而して第八日に鷙鳩二羽または雛き鶴二羽を自己のために取り集會の幕屋の門にき
 一五 たりてエホバの前にゆき之を祭司に付すべし 一五 祭司はその一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司その人の流出
 のためにエホバの前に贖罪をなすべし
 一六 一六 人もし精の洩ることあらばその全身を水にあらふべしその身は晚まで汚るゝなり 凡て精の粘着たる
 一七 衣服皮革などは皆水に洗ふべし是は晚まで汚るゝなり 一七 男もし女と寝て精を洩さば二人ともに水に身を滌ぐべ
 一八 しその身は晚まで汚るゝなり
 一九 一九 また婦女流出あらんにその内の流出もし血ならば七日の間不潔なり凡て彼に捫る者は晚まで汚るべし
 二〇 その不潔の間に彼が臥たるところの物は凡て汚るべし又彼がその上に坐れる物も皆汚れん 二〇 その床に捫る
 二者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晚まで汚るゝなり 二〇 彼が凡て坐りし物に捫る者は皆衣服を洗ひ水
 に身を滌ぐべしその身は晚まで汚るゝなり 二〇 彼の床の上またはその凡て坐りし物の上にある血に捫らばその人
 二一 は晩まで汚るゝなり 二一 人もし婦女と寝てその不潔を身に得ば七日汚るべしその人の臥たる床は凡て汚れん

三五 婦女もしその血の流出不潔の期の外にありて多くの日に涉ることあり又その流出する事不潔の期に逾るあらばその汚穢の流出する日の間は凡てその不潔の時の如くにしてその身汚る 凡てその流出ある日の間彼が臥ところの床は彼におけること不潔の床のごとし凡そ彼が坐れる物はその汚るよこと不潔の汚穢のごとし 是等の物に捫る人は凡て汚るその衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るよなり 二八 彼もしその流出やみて淨まらば七日を算ふべし而して後潔くならん 二九 彼第八日に鷙鳩二羽または雛き鴿二羽を自己のために取りこれを祭司に携へ來り集會の幕屋の門にいたるべし 三〇 祭司その一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司かれが汚穢の流出のためにエホバの前に贖を爲べし

三一 斯汝等イスラエルの子孫をその汚穢に離れしむべし是は彼等その中間にある吾が幕屋を汚してその汚穢に死ることなからん爲なり

三二 是すなはち流出ある者その精を洩してこれに身を汚せし者 三三 その不潔を患ふ婦女或は男あるひは女の流出ある者汚たる婦女と寢たる者等に關るところの條例なり

第一六章 一二 一
アロンの子等一人がエホバの前に獻ぐることを爲て死たる後にエホバ、モーセに斯告たまへり即ちエホバ、モーセに言たまひけるは汝の兄弟アロンに告よ時をわかつずして障蔽の幕の内なる聖所にいり櫃の上なる贖罪所の前にいたるべからず是死ることなからんためなり其は我雲のうちにありて贖罪所の上にあらはるべければなり 二 アロン聖所にいるには斯すべしすなはち櫃の牡を罪祭のために取り牡羊を燔祭のために取り 三四 聖き麻の裏衣を着麻の褲をその内にまとひ麻の帶をもて身に帶し麻の頭帽を冠るべし是

ヨ出二八・三九、四二、
四三、利六・一〇、
結四・一七、一八

タ出三〇・一〇、利八
・六、七、ソ利九・七、來五・二、
レ利四・一四、民二九、七・一七、一八、九

一一 喻六・一七、ナ出三〇・三四、
一一 代下二九、七、ラ出三〇・一、七八、
一一 喻六・一七、ツ約壹二・一、民一六・七、一八、井利四・六

タ出三〇・一〇、利八
・六、七、ソ利九・七、來五・二、
レ利四・一四、民二九、七・一七、一八、九

タ出三〇・一〇、利八
・六、七、ソ利九・七、來五・二、
レ利四・一四、民二九、七・一七、一八、九

タ出三〇・一〇、利八
・六、七、ソ利九・七、來五・二、
レ利四・一四、民二九、七・一七、一八、九

五
は聖衣なりその身を水にあらひてこれを着べし 五
またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊二匹を罪祭の

ために取り牡羊一匹を燔祭のために取べし

六
七六
アロンは自己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなすべし
アロン
八
またその兩隻の山羊を取り集會の幕屋の門にてエホバの前にこれを置き
八
その兩隻の山羊のために籤を掣べし
九
即ち一の籤をエホバのためにし一の籤をアザゼルのためにすべし
九
而してアロンそのエホバの前に生しあきこれをもて贖罪
十
山羊を獻げて罪祭となすべし
一〇
又アザゼルの籤にあたりし山羊はこれをエホバの前に生しあきこれをもて贖罪
をなしこれを野におくりてアザゼルにいたらすべし

一一
即ちアロン己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなしあきのためなる
其罪祭の牡牛を宰り
一一
而して火鼎をとりエホバの前の壇よりして熱れる火を之に盈てまた兩手に細末の馨しき
一二
香を盈て之を障蔽の幕の中に携へり
一二
エホバの前に於て香をその火に放べ香の煙の雲をして律法の上なる
一三
贖罪所を蓋はしむべし然せば彼死ることあらじ
一四
彼またその牡牛の血をとり指をもて之を贖罪所の東面に灑ぎ
また指をもてその血を贖罪所の前に七回灑ぐべし

一五
斯してまた民のためなるその罪祭の山羊を宰りその血を障蔽の幕の内に携へりかの牡牛の血をもて爲し
一六
ごとくその血をもて爲しこれを贖罪所の上と贖罪所の前に灑ぎ
一六
イスラエルの子孫の汚穢とその諸の悖れる罪
一七
とに緣て聖所のために贖罪を爲べし即ち彼等の汚穢の中間にある集會の幕屋のために斯なすべきなり
一七
彼が

聖所において贖罪をなさんとて入たる時はその自己と己の家族とイスラエルの全會衆のために贖罪をなして出るまでは何人も集會の幕屋の内に居べからず 斯て彼エホバの前の壇に出きたり之がために贖罪をなすべし 即ちその牡牛の血と山羊の血を取て壇の四周の角につけ また指をもて七回その血を其の上に灑ぎイスラエルの子孫の汚穢をのぞきて其を潔ようし且聖別べし

斯かれ聖所と集會の幕屋と壇のために贖罪をなしてかの生る山羊を牽きたるべし 然る時アロンその生る山羊の頭に兩手を按きイスラエルの子孫の諸の惡事とその諸の悖反る罪をことごとくその上に承認はしてこれを山羊の頭に載せ選びおける人の手をもてこれを野に遣るべし その山羊彼等の諸惡を人なき地に任ゆくべきなり即ちその山羊を野に遣るべし

斯してアロン集會の幕屋にいりその聖所にいりし時に穿たる麻の衣を脱て其處に置き 聖所においてその身を水にそゝぎ衣服をつけて出で自己の燔祭と民の燔祭とを獻げて自己と民とのために贖罪をなすべし また罪祭の牲の脂を壇の上に焚べきなり かの山羊をアザゼルに遣りし者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にいるべし 聖所において贖罪をなさんために其血を携へ入たる罪祭の牡牛と罪祭の山羊とは之を營の外に携へいだしその皮と肉と糞を火に焼べし 之を焼たる者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にいるべし

汝等永く此例を守るべし即ち七月にいたらばその月の十日に汝等その身をなやまし何の工をも爲べからず自己の國の人もまた汝等の中に寄寓る外國の人も共に然すべし 其はこの日に祭司汝らのために贖罪をなして

ワ詩五一・二 那三三 カ利二三・三三 ソ利一六・六・一六・一七、二五・二五
 八 弗五・二六來 ヨ利四・三・五・一六 一七、一八、二四 ナ申一二・五・一五、二 ウ創一七・一四
 九・一三・一四・一〇 タ出二九・二九・三〇・ツ利二三・三一・民 一 井創二一・三三、二二
 九・一・二 約壹一・七、 民二〇・二六・二八 二九・七 ラ申一二・五・六・一三 二二・三一・五四申
 レ利一六・四 木出三〇・一〇 来九 一四 二二・八、二二・九 ク出三四・一五・利 六・三七
 レ 利二一・四 木出三〇・一〇 来九 一四 二〇・五 申三一・二〇 默九・二〇
 ム羅五・二三 二三 五下一六、オ出二九・一八 利三 一六 緒二三・八
 四・一七・一〇 代 五・一、一六、四 ヤ申三二・一七 代下
 下二八・四 結二〇 三一・民 一八・一七 一一・五 詩一〇
 二二・三一・五四申 二二・八、二二・九
 一四・一 王上一四 ノ利三・二
 二〇・五 申三一・二〇 默九・二〇

三一 汝らを淨むればなり是汝らがエホバの前にその諸の罪を清められんためになす者なり
 三二 是は汝らの大安息日なり
 三三 り汝ら身をなやすべし是永く守るべき例なり
 三四 膏をそゝがれて任ぜられその父に代りて祭司の職をなすとこ
 ろの祭司贖罪をなすべし彼は麻の衣すなはち聖衣を衣べし
 三四 彼すなはち至聖所のために贖罪をなしました祭司等のためと民の會衆のために贖罪をなすべし
 三四 の幕屋のためと壇のために贖罪をなすべき例にしてイスラエルの子孫の諸の罪のために年に一度贖罪をなす者なり彼すなはちエホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第一七章 一 エホバ、モーセに告て言たまはく アロンとその子等およびイスラエルの總の子孫に告てこれ
 二 に言べしエホバの命するところ斯のごとし云く 三 凡そイスラエルの家の人の中牛羊または山羊を
 三 營の内に宰りあるひは營の外に宰ることを爲し 四 之を集會の幕屋の門に牽きたりて宰りエホバの幕屋の前にお
 いて之をエホバに禮物として献ぐることを爲ざる者は血を流せる者と算らるべし彼は血を流したるなればその民
 五 の中より絶るべきなり 是はイスラエルの子孫をしてその野の表に犠牲とするところの犠牲をエホバに牽きた
 六 らしめんがためなり即ち彼等は之を牽きたり集會の幕屋の門にいたりて祭司に就きこれを酬恩祭としてエホバに
 七 献ぐべきなり 然る時は祭司その血を集會の幕屋の門なるエホバの壇にそゝぎまたその脂を馨しき香のために
 焚てエホバに奉つるべし 彼等はその幕ひて淫せし魑魅に重て犠牲をさゝぐ可らず是は彼等が代々永くまもる
 べき例なり

ハ汝また彼等に言べし凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の人燔祭あるひは犠牲を獻ぐることをせんに九之を集會の幕屋の門に携へきたりてエホバにこれを獻ぐるにあらずばその人はその民の中より絶るべし

一〇凡そイスラエルの家の人の人または汝らの中に寄寓る他國の人の中何の血によらず血を食ふ者あれば我その血を食ふ人にわが面をむけて攻めその民の中より之を斷さるべし 一二其は肉の生命は血にあればなり我汝等がこれを以て汝等の靈魂のために壇の上にて贖罪をなさんために是を汝等に與ふ血はその中に生命のある故によりて贖罪をなす者なればなり 一三是をもて我イスラエルの子孫にいへり汝らの中何人も血をくらふべからずまた汝らの中に寄寓る他國の人も血を食ふべからずと 一四凡そイスラエルの子孫の中または汝らの中に寄寓る他國の人の中もし食はるべき獸あるひは鳥を獵獲たる者あらばその血を灑ぎいだし土にて之を掩ふべし

一五凡の肉の生命はその血にして是はすなはちその魂たるなり故に我イスラエルの子孫にいへりなんぢらは何の肉の血をもくらふべからず其は一切の肉の生命はその血なればなり凡て血をくらふものは絶るべし 一六およそ自ら死たる物または裂ころされし物をくらふ人はなんぢらの國の者にもあれ他國の者にもあれその衣服をあらひ水に身をそぐべしその身は晩までけがるゝなりその後は潔し 一七その人もし洗ふことをせずまたその身を水に滌がすばその罪を任べし

一一第一八章エホバまたモーセに告て言たまはく 一二イスラエルの子孫に告て之に言へ我は汝らの神エホバな

イリ一三・三	二三母前一四・三	二三利一七・一四	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三
ロ利一七・四	三結四四・七	ヘ太二六・二八	可	一・二	約壹一・七	ヌ結二四・七	一・二	約壹一・五	ル利一七・一
ハ創九・四	和三一・一	ニ利二〇・三、五、六、	一四・二四	羅三・	ト來九・二二	創九四	申一二・	ワ利一一・三五	創九四
七、七・二六、二七、	二六・二七耶四四	二五・五・九	弗一・	チ利七・二六	三三	カ利一五・五	一九・四、一〇、三四	二五・五・九	二五・五・九
一九・二六申一二	一・一結一四・八、	七西一・一四、二〇	リ申一二・一六	二四	チ出二二・三一	利ヨ利五・一、七・一八、	二〇・七	結二〇・	一六・二三、一五・一
一六・二三、一五・一	來一三・一二	彼前	一五・二三	二三・八	申一四・	一九・八	民一九・	五・七、一九、二〇	一五・七

レ　　ビ　　記　　一八・二一一一九・六
 二　　を汚すなれ　　汝その子女に火の中を通らしめてこれをモロクにさゝぐることを絶て爲され亦汝の神エホバの名を汚すことなれ我はエホバなり　　汝女と寝るごとに男と寝るなれ是は憎むべき事なり　　汝獸畜と交合して之によりて己が身を汚すこと勿れまた女たる者は獸畜の前に立て之と接ること勿れ是憎むべき事なり

三　　汝等はこの諸の事をもて身を汚すなれ我が汝等の前に逐はらふ國々の人はこの諸の事によりて汚れその地もまた汚る是をもて我その惡のために之を罰すその地も亦自らそこに住る民を吐いだすなり　　然ば汝等はわが例と法を守りこの諸の憎むべき事を一も爲べからず汝らの國の人も汝らの中間に寄寓する他國の人も然るべし　　汝等の先にありし此地の人々はこの諸の憎むべき事を行へりその地もまた汚る　　汝等は是のごとくするなれ恐くはこの地汝らの先にありし國人を吐いだす如くに汝らをも吐いださん　　凡そこの憎むべき事等を一にても行ふ者あれば之を行ふ人はその民の中より絶るべし　　然ば汝等はわが例規を守り汝等の先におこなはれし是等の憎むべき習俗を一も行ふなれまた之によりて汝等身を汚す勿れ我は汝等の神エホバなり

四　　エホバまたモーセに告て言たまはく　　汝イスラエルの子孫の全會衆に告てこれに言へ汝等宜く息日を守るべし我は汝らの神エホバなり　　汝等虛き物を持むなれまた汝らのために神々を鑄造することなれ我は汝らの神エホバなり

五　　汝等酬恩祭の犠牲をエホバにさゝぐる時はその受納らるゝやうに献ぐべし　　之を食ふことは之を献ぐる

一得二・一五、一六	三三	雅五・一二	ケ利一九・三二	創	二三	雅二・九
ウ出二〇・一五、二二	四二・一八	利二五	コ出二三・一	詩一五	テ約壹二・九、二、	創
オ利一八・二一	利二五	コ出二三・一	詩一五	テ約壹二・九、二、	創	四
・一、七、一〇、一一	二七	傳五・七	彼	・一、七、一〇、一一	提前五・二二	哥前
ク可一〇・一九	撒前	・三、五〇・二〇	穀	・三、五〇・二〇	穀	一三
ナ出三四・一七	申五・一九	申五・一九	申五・一九	申五・一九	申五・一九	約貳一
二七・二五	井利六・二	第四・二五	ヤ申二四・一四、一五	フ出二三・二、三	前二・一七	約貳一
ラ利七・一六	西三・九	一・一七、一六・一	一・一七、一六・一	申	二七	傳五・七
ム利二三・二三	馬三・五	馬三・五	馬三・五	申	二七	傳五・七
申	雅五・四	雅五・四	雅五・四	申	二七	傳五・七
ノ出二〇・七	利六・三	利六・三	利六・三	申	二七	傳五・七
エ出二三・一、七	馬申二七・一八	馬申二七・一八	馬申二七・一八	申	二七	傳五・七
玉上	羅	羅	羅	申	二七	傳五・七
一九	結二二・九	加五	加五	申	二七	傳五・七
一七・三	第五・一一	提前五	提前五	申	二七	傳五・七
加六・一	太二六	太二六	太二六	申	二七	傳五・七
二〇・二二	二二・二三	二二・二三	二二・二三	申	二七	傳五・七
申五・二一	太五・	太五・	太五・	申	二七	傳五・七
太五・	一四・一三	一四・一三	一四・一三	申	二七	傳五・七
申五・二一	九、二七・一九	九、二七・一九	九、二七・一九	申	二七	傳五・七
太五・	詩	詩	詩	申	二七	傳五・七
一四・一三	八二・二	八二・二	八二・二	申	二七	傳五・七
一四・一三	羅二四	羅二四	羅二四	申	二七	傳五・七
申五・二一	六〇、六一、二七	六〇、六一、二七	六〇、六一、二七	申	二七	傳五・七
太五・	六〇、六一、二七	六〇、六一、二七	六〇、六一、二七	申	二七	傳五・七
太五・	多一・一三、二、一五	多一・一三、二、一五	多一・一三、二、一五	申	二七	傳五・七
太五・	雅五・九	雅五・九	雅五・九	申	二七	傳五・七
雅五・九	彼前二	彼前二	彼前二	申	二七	傳五・七
彼前二	約壹五・二一	約壹五・二一	約壹五・二一	申	二七	傳五・七
約壹五・二一	提前五・二二	提前五・二二	提前五・二二	申	二七	傳五・七
提前五・二二	哥前	哥前	哥前	申	二七	傳五・七

汝その地の穀物を穫ときには汝等その田野の隅々までを盡く穫可らず亦汝の穀物の遺穗を拾ふべからず。また汝の菓樹園の菓を取つくすべからずまた汝の菓樹園に落たる菓を斂むべからず貧者と旅客のためにこれを遺しおくべし我是汝らの神エホバなり

ニ
汝等竊もべからず偽べからず互に欺くべからず
ニ
汝等わが名を指て偽り誓ふべからずまた汝の神の名を

汝の鄰人を虐ぐべからずまたその物を奪ふべからず傭人の値を明朝まで汝の許に留めおくべからず
一四
汝の鄰人を虐ぐべからずまたその物を奪ふべからず傭人の値を明朝まで汝の許に留めおくべからず
汝の民の間に往めぐりて人を讒るべからず汝の鄰人の血をながすべからず我はエホ
一五
汝の審判をなすに方りて不義を行ふべからず貧窮者を偏り護べからず權ある者を曲て庇くべからず但公義
一六
をもて汝の鄰を審判べし
一七
汝の審判をなすに方りて不義を行ふべからず貧窮者を偏り護べからず權ある者を曲て庇くべからず但公義
一八
をもて汝の鄰を審判べし
一九
汝の民の間に往めぐりて人を讒るべからず汝の鄰人の血をながすべからず我はエホ

ハナリ
汝心に汝の兄弟を悪むべからず必ず汝の鄰人を勸戒むべし彼の故によりて罪を身にうくる勿れ
一八
汝仇ヘキ

をかへすべからず汝の民の子孫に對ひて怨を懷くべからず己のごとく汝の鄰を愛すべし我はエホバなり

一九 汝らわが條例を守るべし汝の家畜をして異類と交らしむべからず異類の種をまぜて汝の田野に播べからず麻と毛をまじへたる衣服を身につくべからず 凡そ未だ贖ひ出されず未だ解放れざる奴隸の女にして夫に適く約束をなせし者あらんに人もしこれと交合しなばその二人を譴責むべし然ど之を殺すに及ばず是その婦いまだ解放れざるが故なり 二 その男は懲祭をエホバに携へきたるべし即ち懲祭の牡羊を集會の幕屋の門に奉きたるべきなり 而して祭司その人の犯せる罪のためにその懲祭の牡羊をもてエホバの前にこれがために贖罪をなすべし斯せばその人の犯せし罪赦されん

三 汝等かの地にいたりて諸の果實の樹を植ん時はその果實をもて未だ割禮を受ざる者と見做べし即ち三年の間汝等これをもて割禮を受ざる者となすべし是は食はれざるなり 四 第四年には汝らそのもろもろの果實を聖物となしこれをもてエホバに感謝の祭を爲べし 五 第五年に汝等その果實を食ふべし然せば汝らのために多く實を結ばん我は汝らの神エホバなり

六 汝等何をも血のまゝに食ふべからずまた魔術を行ふべからずト筮をなすべからず 七 汝等頭の髪を圓く剪るべからず汝髪の兩方を損すべからず 八 汝等死る人のために己が身に傷くべからずまたその身に刺文をなすべからず我はエホバなり

九 汝の女子を汚して娼妓の業をなさしむべからず恐くは淫事國におこなはれ罪惡國に満ん 十 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はエホバなり

ワ出二二・一八	利一六	下三三・六	耶七
ニ〇・六、二一七	申カ篇二〇・二九	提前	九
一八・一〇母前二八	五・一	レ出一二・四八、四九	九
一七代上一〇・一三	ヨ利一九・一四	申一〇・一九	九
賽八・一九	ツ利一九・一五	ナ利一八・四、五申四	九
徒一六	五・六、五・一、六	一ニ・三・六、一八	九
タ出二二・二一、二三	一〇玉下一七・一	結ニ〇・二六、三一	九
ネ申二五・一三、一五	ウ利一七・一〇	オ申一七・二、三、五	九
二五	ク利一七・一〇	フ利一七・四四、一九	九
七、二三・一〇代	二	マ利一七・七	九
井結五一、二三・	彼前一、一六	ム利一八・二	九
ヤ出二〇・五	二	ケ利一九・三一	九

三一 汝等憑鬼者を持むなかれト筮師に聞ことを爲て之に身を汚さるゝなかれ我は汝らの神エホバなり
三二 白髪の人の前には起あがるべしまた老人の身を敬ひ汝の神を畏るべし我はエホバなり
三三 他國の人汝らの國に寄留て汝とともに在ばこれを虜ぐるなかれ
三四 汝等とともに居る他國の人をば汝らの中間に生れたる者のごとくし己のごとくに之を愛すべし汝等もエジプトの國に客たりし事あり我は汝らの神エホバなり
五
六

三五 汝等審判に於ても尺度に於ても秤子に於ても升斗に於ても不義を爲べからず
三六 汝等公平き秤公平き錘
三七 汝等わが
三八 汝等公平きヒンをもちふべし我は汝らの神エホバ
三九 汝等をエジプトの國より導き出せし者なり
四十 一切の條例とわが
四一 一切の律法を守りてこれを行ふべし我はエホバなり

第一〇章
エホバまたモーセに告て言たまはく
汝イスラエルの子孫に言べし凡そイスラエルの子孫の中
またはイスラエルに寄寓する他國の人の中その子をモロクに獻ぐる者は必ず誅さるべし國の民石をも
て之を擊べし
我またわが面をその人にむけて之を攻めこれをその民の中より絶ん其は彼その子をモロクに獻
げて吾が聖所を汚しまたわが聖名を穢せばなり
四
その人がモロクにその子を獻ぐる時に國の民もし目を掩ひて
見ざるがごとくし之を殺すことをせずば
五
我わが面をその人とその家族にむけ彼および凡て彼に傲ひてモロクを
と淫をおこなふところの者等をその民の中より絶ん

六
憑鬼者（くわいしゃ）またはト筮師（うらなひし）を侍（たの）みこれに従（した）がふ人（ひと）あらば我（われ）わが面（かほ）をその人にむけ之（これ）をその民（たみ）の中に絶（うちたつ）べし。

ハ ば汝等宜く自ら聖潔して聖あるべし我は汝らの神エホバたるなり 汝等わが條例を守りこれを行ふべし我は汝らを聖別するエホバなり 凡てその父またはその母を詛ふ者はかならず誅さるべし彼その父またはその母を詛ひたればその血は自身に歸すべきなり

一〇 人の妻と姦淫する人すなはちその鄰の妻と姦淫する者あればその姦夫淫婦ともにかならず誅さるべし
 一一 その父の妻と寝る人は父を辱しむるなり兩人ともにかならず誅さるべしその血は自己に歸せん 人もし
 一二 その子の妻と寝る時は一人ともにかならず誅さるべし是憎むべき事を行へばなりその血は自己に歸せん 人も
 一三 し婦人と寝るごとく男子と寝ることをせば是その二人憎むべき事をおこなふなり二人ともにかならず誅さるべし
 一四 その血は自己に歸せん 人妻を娶る時にそれの母をともに娶らば是惡き事なり彼も彼等とともに火に焼るべし
 一五 是汝らの中に惡き事の無らんためなり 男子もし獸畜と交合しなばかならず誅さるべし汝らまたその獸畜を殺すべし
 一六 婦人もし獸畜に近づきこれと交らばその婦人と獸畜を殺すべし是等はともに必ず誅さるべしその血は自己に歸せん

一七 人もしその姉妹すなはちその父の女子あるひは母の女子を取りて此は彼の陰所を見彼は此の陰所を見なば是恥べき事をなすなりその民の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姉妹と淫したればその罪を任べきなり
 一八 人もし經水ある婦人と寝て彼の陰所を露すことあり即ち男子その婦人の源を露し婦人また己の血の源を露す
 一九 あらば二人ともにその民の中より絶るべし 汝の母の姉妹または汝の父の姉妹の陰所を露すべからず斯する時
 二〇 はその骨肉の親たる者の陰所をあらはすなれば一人ともにその罪を任べきなり 人もしその伯叔の妻と寝る時

ヲ利一八・九 申二七 タ利一八・一四
二二 劍二〇・一ニ
ワ利一八・一九、一五
二四
カ利一八・二二、一三
ヨ利一八・六

レ利一八・一六 ナ利一八・二七 申九
ソ利一八・二六、一九
三七
ラ出三・一七、六八
ム利二〇・二六 出
井利一一・四三
一四・四
ク出二二・一八
利
ツ利一八・二五、二八
ネ利一八・三、二四、三
〇
一九・五、三三・一
ノ利二〇・七、一九
一〇、一
母前
申一四・一
結四四
二一〇
二二七
王上八・五三
オ利二〇・二四 多二
ヤ利二〇・九
マ結四四・二五
ケ結二四・一六、一七
フ利一九・二七、二八
申一四・一
結四四
二一〇

ニ
は是その伯叔のかくしきころあらは
し
しき事なり彼その兄弟のかくしきころあらは
し
は是その伯叔の陰所を露すなれば一人ともにその罪を任ひ子なくして死ん
人もし
その兄弟の妻を取ば是汚は
し
しき事なり彼その兄弟の陰所を露したるなればその二人は子なかるべし

三
汝等は我が一切の條例と一切の律法を守りて之を行ふべし然せば我が汝らを住せんとて導き行ところの地
汝らを吐いだすことをして爲じ
汝らの前より我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べからず彼等はこの諸の
事をなしたれば我かれらを惡むなり
我さきに汝等に言へり汝等その地を獲ん我これを汝らに與へて獲さすべ
し
是は乳と蜜の流るゝ地なり我は汝らの神エホバにして汝らを他の民より區別たり
と禽の潔と汚たるとを區別べし汝等は我が汚たる者として汝らのために區別たる獸畜または禽または地に匍ふ
諸の物をもて汝らの身を汚すべからず
汝等は我の聖者となるべし其は我エホバ聖ければなり我また汝等を
して我の所有とならしめんがために汝らを他の民より區別たるなり

三七
男または女の憑鬼者をなし或はト筮をなす者はかならず誅さるべし即ち石をもてこれを擊べし彼等の血は
彼らに歸せん

第二章
エホバ、モーセに告て言たまはくアロンの子等なる祭司等に告てこれに言へ民の中の死人のため
に身を汚す者あるべからず
但しその骨肉の親のためなはちその母のため父のため男子のため
女子のため兄弟のため
またその姉妹の處女にして未だ夫あらざる者のためには身を汚すも宜し
祭司はそ
の民の中の長者なれば身を汚して娶たる者となるべからず
彼等は髪をそりて頭に毛なき所をつくるべからず

火をもてこれを焼べし

一。その兄弟の中灌膏を首にそゝがれ職に任せられて祭司の長となれる者はその頭をあらはすべからずまたその衣服を裂べからず
二。死人の所に往べからずまたその父のためにも母のためにも身を汚すべからず
三。聖所より出べからずその神の聖所を裂すべからず其はその神の任職の灌膏首にあればなり我はエホバなり
四。彼妻には處女を娶るべし　寡婦休れたる婦または汚れたる婦妓女等は娶るべからず惟自己の民の中の處女
五。妻にめとるべし　その民の中に自己の子孫を汚すべからずエホバこれを聖別ればなり

一六 玉ホバ、モレセに告て言ひたまはく アロンに告て言へ凡そ汝の歴代の子孫の中身に疵ある者は進みよ
てその神玉ホバの食物を献ぐる事を爲べからず 凡て疵ある人は進みよるべからずすなはち瞽者跛者および鼻
の缺たる者 成餘るところ身にある者 一九脚の折たる者手の折たる者 ニ。僕僕者 保 儒 目に雲膜ある者 济ある
者 瘤ある者 外腫の壞れたる者等は進みよるべからず ニ。凡そ祭司アロンの子孫の中身に疵ある者は進みよ
りて玉ホバの火祭を獻ぐべからず彼は身に疵あるなれば進みよりて玉ホバの食物を獻ぐべからざるなり ニ。神の食物

レ和二二・二三
ソ申ニ三・一
ツ利ニ一・六

ネ和二二・一〇、六 ム民六・三
一七、二九、七、一、ウ出ニ八・三八 民 オ利一五・二
二四・九 民一八・九 一八・三二 申一五 ケ利一四・二、一五・
ナ利ニ二・一〇、一、一九 マ利一五・一六
一二 民一八・一九 井利一八・二一
ラ利ニ一・二二 ノ利七・二〇 コ利一五・五
モ利ニ一・二三、民 一八・二二・三二
ケ利一一・二四・四三、一八・一八・一三
ア出ニ八・四三 民
ア出ニ八・四三 民
サ母前ニ一六

四四
一七・一五 結四四
二二
三一
三一
ア出ニ八・四三 民
一八・二二・三二
マ利一五・一六
エ利ニ一・二三 民
一八・二二・三二
ヤ民一九・一・二二
二二
コ利一五・五
來一〇

テ出ニ二・三一 利 キ民一八・一・一三

の至聖者も聖者も彼は食ふことを得 然ど障蔽の幕に至べからずまた祭壇に近よるべからず其は身に疵あれば
二四 なり斯かれわが聖所を汚すべからず其は我エホバこれを聖別ればなり モーセすなはちアロンとその子等およ
びイスラエルの一切の子孫にこれを告たり

第二二二章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等に告て彼等をしてイスラエルの子孫の
聖物をみだりに享用ざらしめまたその聖別て我にさゝげたる物についてわが名を汚すこと無らしむ
三 べし我はエホバなり 彼等に言へ凡そ汝等の歴代の子孫の中都でイスラエルの子孫の聖別て我にさゝげし聖物
に汚たる身をもて近く者あればその人はわが前より絶るべし我はエホバなり 四 アロンの子孫の中癩病ある者ま
たは流出ある者は凡てその潔くなるまで聖物を食ふべからずまた死躰に汚れたる物に捫れる者または精をもらせ
る者 五 または凡て人を汚すところの匍行物に捫れる者は何の汚穢を論はず人をして汚れしむるところの人
に捫れる者 六 此のごとき物に捫れる者は晩まで汚るべしまたその身を水にて洗ふにあらざれば聖物を食ふべから
ず 七 日の入たる時は潔くなるべければその後に聖物を食ふべし是その食物なればなり 八 自ら死たる物または
裂ころされし者を食ひて之をもて身を汚すべからず我はエホバなり 彼等これを裹してこれが爲に罪を獲て死
るにいたらざるやう我が例規をまもるべし我エホバ是等を聖せり

一〇 外國の人は聖物を食ふ可らず祭司の客あるひは傭人は聖物を食ふべからざるなり 二 二四
人を貰たる時はその者はこれを食ふことを得またその家に生れし者も然り彼等は祭司の食物を食ふことを得べし

二 祭司の女子もし外國の人嫁ぎなば禮物なる聖物を食ふべからず　三 祭司の女子寡婦となるありまたは出さるゝありて子なくしてその父の家にかへり幼時のごとくにあらばその父の食ふことを得べし但し外國の人はこれを食ふべからず　四 人もし誤りて聖物を食はゞその聖物にこれが五分一を加へて祭司に付すべし　五 イスラエルの子孫がエホバに献ぐるところの聖物を彼等褻すべからず　六 その聖物を食ふ者にはその愆の罰をかうむらしむべし其は我エホバこれを聖すればなり

七 エホバまたモーセに告て言たまはく　八 アロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫に告てこれに言へ凡そイスラエルにをる外國の人の中願還の禮物または自意の禮物をエホバに獻げて燔祭となさんとする者はその受納らるゝやうに牛羊あるひは山羊の牡の全き者を獻ぐべし　九 凡て疵ある者は汝ら獻ぐべからず是はその物なんぢらのために受納られざるべければなり　十 凡て願を還さんとしまは自意の禮物をなさんとして牛あるひは羊をもて酬恩祭の犠牲を獻上する者はその受納らるゝやうに全き者を取べし其物には何の疵もあらしむべからざるなり　十一 即ち盲なる者折たる所ある者切斷たる處ある者腫物ある者疥ある者癬ある者是の如き者は汝等これをエホバに獻ぐべからずまた壇の上に火祭となしてエホバにたてまつるべからず　十二 牛あるひは羊の成餘れる所または成足ざる所ある者は汝らこれを自意の禮物には用ふるも宜し然ど願還においては是は受納らることなかるべし　十三 汝等外腎を打壊りまたは壓つぶしまたは割きたる者をエホバに獻ぐべからずまた汝らの國の中に斯る事を行ふべからず　十四 汝らまた異邦人の手よりも是等の物を受て神の食に供ふることを爲べからず其は是等は缺あり疵ある者なるに因て汝らのために受納らるゝことあらざればなり

力民一五・一五、一六	レ出二三・三〇	ナ利一九・三七	民ウ利二〇・八
ヨ利一一・六、一七	ソ申二二・六	一五四〇	申四・井出六・七
タ馬一・一四	ツ利七・一二詩一〇七	利一一・三	利一一・三
ツ利七・一二詩一〇七	四〇	一三・一四	一八・民九・二・三
四五、一九・三六、才利二三・四、三七	フ出二三・一六、一九	一三・一四	フ出二三・一六、一九
ラ利一八・二一	三四・二二、二六尾	一六・一七申	三四・二二、二六尾
ム利一〇・三太六・九	ヤ出二三・一四	利二八・一六、一七申	利二八・一六、一七申
ム利一〇・三太六・九	二五・三八民一五	利二八・一六、一七申	利二八・一六、一七申
路一一・二	ク出二〇・九、二三・二・三七	一六・一十八書五	一六・一十八書五
ノ出三二・五王下	一二、三一・二・五、マ出一二・六、一四・二	一六・一十八書五	一六・一十八書五
三四二一利一九	一六・九	一六・一六・九	一六・一六・九
八、一三・三、一〇	ケ出一二・一六	申一六・九	申一六・九
ケ出一二・一六	民書三・一五	二三・一五、三四・二	二三・一五、三四・二

二六
エホバ、モーセに告て言たまはく
牛羊または山羊生れなば之を七日その母につけ置べし八日より後は
是はエホバに火祭とすれば受納らるべし
二七
牛羊または山羊生れなば之を七日その母につけ置べし八日より後は
牛牛にもあれ牝羊にもあれ汝らその母と子とを同日に殺すべからず
二九
二九なんぢ
かんしゃ
いけにへ
とき
なんぢ
うけいれ
き
三〇
三〇これ
ひ
うち
くひ

汝ら感謝の犠牲をエホバに献ぐべし
是はその日の内に食つくすべし
汝らの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいたせし者なり
我はエホバなり
汝等わが誠命を守り且これを行ふべし我はエホバなり
汝らを聖くする者
汝らまで遺しおくべからず我はエホバなり
汝等わが誠命を守り且これを行ふべし我はエホバなり

第二三章
エホバ、モーセに告て言たまはく　イスラエルの子孫につげて之に言へ汝らが宣告て聖會とな
すべきエホバの節期は是のごとし我が節期はすなはち是なり　六日の間業務をなすべし第七日は
休むべき安息日にして聖會なり汝ら何の業をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において守るべきエホバ
の安息日なり

四
その期々に汝らが宣告べきエホバの節期たる聖會は是なり
五
すなはち正月の十四日の晩はエホバの
六
またその月の十五日はエホバの酵いれぬパンの節なり
七
七日の間汝等酵いれぬパンを食ふべし
八
その首の日には汝ら聖會をなすべし何の職業をも爲すべからず
九
汝ら七日のあひだエホバに火祭を献ぐべし

第七日にはまた聖會をなし何の職業をもなすべからず

二 ろの地に至るにおよびて汝らの穀物を穫ときは先なんぢらの穀物の初穂一束を祭司にもちきたるべし。彼その束の受いれらるゝやうに之をエホバの前に搖べし即ちその安息日の翌日に祭司これを搖べし。また汝らその束を搖る日に當歳の牡羔の全き者を燔祭となしてエホバに獻ぐべし。その素祭には油を和たる麥粉十分の二をもちひ之をエホバに獻げて火祭となし馨しき香たらしむべしまたその灌祭には酒一ヒンの四分の一をもちふべし。

一四 汝らはその神エホバに禮物をたづさへ來るその日まではパンをも烘麥をも青穂をも食ふべからず是は汝らがその一切の住居において代々永く守るべき條例なり。

一五 汝ら安息日の翌日より即ち汝らが搖祭の束を携へきたりし日より數へて安息日七をもてその數を盈すべし。

一六 すなはち第七の安息日の翌日までに日數五十を數へをはり新素祭をエホバに獻ぐべし。また汝らの居所より十分の一をもてつくりたるパン一箇を携へきたりて搖べし是は麥粉にてつくり酵をいれて焼べし是初穂をエホバにさゝぐる者なり。汝らまた當歳の全き羔羊七匹と少き牡牛一匹と牡山羊一匹を其パンとともに獻ぐべしすなはちは是等をその素祭およびその灌祭とともにエホバにたてまつりて燔祭となすべし是は火祭にしてエホバに馨しき香となる者なり。斯てまた牡山羊一匹を罪祭にさゝげ當歳の羔羊一匹を酬恩祭の犠牲にさゝぐべし。而して祭司その初穂のパンとともにこの二匹の羔羊をエホバの前に搖て搖祭となすべし是等はエホバにたてまつる聖物にして祭司に歸すべし。汝らその日に汝らの中に聖會を宣告いだすべし何の職業をも爲べからず是は汝らがその一切の住所において永く守るべき條例なり。

一六 汝らの地の穀物を穫ときは汝その穫るにのぞみて汝の田野の隅々までをことごとく穫つべからず又汝

ワ民一九・一
カ利二五・九
ヨ利一六・三〇 民レ利二〇・三・五・六

ソ出二三・一六 民ヘ・一四 聖一四
タ剣一七・一四
二九・一ニ 申一六 一六 約七・二
ネ申一六・八 代下七
ナ利二三・二・四
一三 魏三・四 尼ツ民ニ九・三五 尼八
九 尼八・一八耳
ラ民ニ九・三九

の穀物の遺穗を拾ふべからずこれを貧き者と客旅とに遺しおくべし我は汝らの神エホバなり

エホバまたモーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に告て言へ七月においては汝らその月の一日をもて安息の日となすべし是は喇叭を吹て記念するの日にして即ち聖會たり 汝ら何の職業をもなすべからず惟エホバに火祭を獻ぐべし

エホバまたモーセに告て言たまはく 殊にまたその七月の十日は贖罪の日にして汝らにおいて聖會たり汝等身をなやました火祭をエホバに獻ぐべし その日には汝ら何の工をもなすべからず其は汝らのために汝らの神エホバの前に贖罪をなすべき贖罪の日なればなり 凡てその日に身をなやますことをせざる者はその民の中より絶れん またその日に何の工にても爲ものあれば我その人をその民の中より滅しさらん 汝等何の工をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において代々永く守るべき條例なり 是は汝らの休むべき安息日なり汝らその身をなやますべしましたその月の九日の晩すなはちその晩より翌晩まで汝等その安息をまもるべしエホバまたモーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に告て言へその七月の十五日は結茅節なり七日があひだエホバの前にこれを守るべし 首の日には聖會を開くべし何の職業をもなすべからず 汝等また七日があひだ火祭をエホバに獻ぐべし而して第八日に汝等の中に聖會を開きまた火祭をエホバに獻ぐべし是は會の終結なり汝ら何の職業をもなすべからず

儲是等はエホバの節期にして汝らが宣告て聖會となし火祭をエホバに獻ぐべき者なり即ち燔祭 素祭 犧牲および灌祭等をその献ぐべき日にしたがひて献ぐべし この外にエホバの諸安息日ありまた外に汝らの献物

ありまた外に汝らの諸の願還の禮物ありまた外に汝らの自意の禮物あり是みな汝らがエホバに獻る者なり

三九

汝らその地の作物を斂めし時は七月の十五日よりして七日の間エホバの節筵をまもるべし即ち初の日にも

三九

安息をなし第八日にも安息をなすべし 四〇 その首の日には汝等佳樹の枝を取べしすなはち棕櫚の枝と茂れる樹の

條と水楊の枝とを取りて七日の間汝らの神エホバの前に樂むべし 四一 汝ら歳に七日エホバに此節筵をまもるべ

四一

し汝ら代々ながくこの條例を守り七月にこれを祝ふべし 四二 汝ら七日のあひだ茅廬に居りイスラエルに生れたる

四二

人はみな茅廬に居べし 斯するは我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せし時にこれを茅廬に住し

四三

めし事を汝らの代々の子孫に知しめんためなり我は汝らの神エホバなり 四四 モーセすなはちエホバの節期をイス

ラエルの子孫に告たり

第二四章

のために汝に持きたらしめて絶ず燈火をともすべし イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火

四四

なる幕の外にて絶ずエホバの前にその燈火を整ふべし是は汝らが代々ながく守るべき定例なり 彼すなはち

エホバの前にて純精の燈臺の上にその燈火を絶ず整ふべきなり

五 汝麥粉を取りこれをもて菓子十二を焼べし菓子一箇には其の十分の二をもちふべし 而してこれをエホ

四五

バの前なる純精の案の上に二累に積み一累に六宛あらしむべし 汝また淨き乳香をその累の上に置きこれをしてそのパンの上にありて記念とならしめエホバにたてまつりて火祭となすべし 安息日ごとに絶ずこれをエホ

五五

バの前に供ふべし是はイスラエルの子孫の獻ぐべき者にして永遠の契約たるなり これはアロンとその子等に

九 八 七 六 五 四 三 二 一

カ出二九・三三 利八 一一
 ヨ利三四・一六 レ出一八・二二、二六 ネ申一三・九、一七
 タ伯一・五、一、二二 ツ出一八・一五、一六 ナ利五・一、二〇・一七
 二・五、九、一〇 賽 民二七・五、三六・民九・一三
 ラ王上二一・一〇・一 三五・三一 申一九 三八、七・二
 五六 三一・三一、二二、二二 一八 太二・三一 一、一、一、一
 ノ利二四・一八 出 二一・三三
 ヤ利二四・一四
 可三・二八 雅二・七 井出二一・二四 申 オ利二四・一七
 ム出二一・一二 民 一九・二一 大五 ク出一二・四九 利

歸す彼等これを聖所に食ふべし是はエホバの火祭の一にして彼に歸する者にて至聖し是をもて永遠の條例となすべし

一〇 茲にその父はエジプト人母はイスラエル人なる者ありてイスラエルの子孫の中にいで來れることありしが
 一一 そのイスラエルの婦の生たる者イスラエルの人と營の中に爭論をなせり 一時にそのイスラエルの婦の生たる者
 一二 エホバの名を瀆して詛ふことをなしければ人々これをモーセの許にひき來れり（その母はダンの支派のデブリの
 一三 女子にして名をシロミテと曰ふ） 二人々かれを閉こめおきてエホバの示諭をかうむるを俟り

一四 時にエホバ、モーセにつげて言たまはく 一かの詛ふことをなせし者を營の外に曳いだし之を聞たる者に
 一五 皆その手を彼の首に按しめ全會衆をして彼を石にて擊しめよ 二汝またイスラエルの子孫に告て言べし凡てその
 一六 神を詛ふ者はその罰を蒙るべし 一六エホバの名を瀆す者はかならず誅されん全會衆かならず石をもて之を擊べし
 一七 外國の人にも自己の國の人にもエホバの名を瀆すにおいては誅さるべし 一七ひと人を殺す者はかならず誅さるべ
 一八 し 一八けもの獸畜を殺す者はまた獸畜をもて獸畜を償ふべし 一九ひと人もしその鄰人に傷損をつけなばそのなせし如く自己
 一九 もせらるべし 即ち挫は挫 目は目 齒は齒をもて償ふべし人に傷損をつけしごとく自己も然せらるべきなり
 二〇 二〇けもの獸畜を殺す者は是を償ふべく人を殺す者は誅さるべきなり 二一ひと外國の人にも自己の國の人にもこの法は同一
 二一 なり我は汝らの神エホバなり 二二モーセすなはちイスラエルの子孫にむかひかの營の外にて詛ふことをなせし者
 二二 を曳いだして石にて擊てと言ければイラスエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第二五章

一 エホバ、シナイ山にてモーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫につげて之に言ふべし我が

汝らに與ふる地に汝ら至らん時はその地にもエホバにむかひて安息を守らしむべし　三 六年のあひ

だ汝その田野に種播きまた六年のあひだ汝その菓園の物を剪伐てその果を斂むべし　四 然ど第七年には地に安

息をなさしむべし是エホバにむかひてする安息なり汝その田野に種播べからずまたその菓園の物を剪伐べから
す　五 汝の穀物の自然生たる者は穫べからずまた汝の葡萄樹の修理なしに結べる葡萄は斂むべからず是地の安息
の年なればなり　六 安息の年の產物は汝らの食となるべしすなはち汝と汝の僕と汝の婢と汝の傭人と汝の所に
寄寓る他國の人　七 ならびに汝の家畜と汝の國の中の獸みなその產物をもて食となすべし

八 汝安息の年を七次かぞふべし是すなはち七年を七回かぞふるなり安息の年七次の間はずなはち四十九年な
り　九 七月の十日になんぢらおののその産業に歸りおののその家にかへるべし　一〇 その五十年はなんぢらにはヨベルの
さしめ　一一 かくしてその第五十年を聖め國中的一切の人民に自由を宣しめすべしこの年はなんぢらにはヨベルの
一年なりなんぢらおののその産業に歸りおののその家にかへるべし　一二 その五十年はなんぢらにはヨベルなり
なんぢら種播べからずまた自然生たる物を穫べからず修理なしになりたる葡萄を斂むべからず　一三 この年はヨベ
ルにしてなんぢらに聖ければなりなんぢらは田野の產物をくらふべし

一四 このヨベルの年にはなんぢらおののその産業にかへるべし　一五 なんぢの鄰に物を賣りまたは汝の鄰の手

より物を買ふ時はなんぢらたがひに相欺むべからず　一六 ヨベルの後の年の數にしたがひてなんぢその鄰より買
ことをなすべし彼もまたその果を得べき年の數にしたがひてなんぢに賣ることをなすべきなり　一七 年の數多ときは

ル利二五・一四
ヲ利二五・四三、一九
一・四、三一
ワ利一九・三七
カ利二六・五
申一二
タ利二五・四、五
一〇 諸四・八歳 レ太六・二五、三一
一・三三 邪二三・六
ソ出一六・二九 申
七・一〇 詩八五
一耳二・一八、三
ム得二・二〇、四・四、ノ利二五・五〇、五一
ツ王下一九・二九
六
ネ書五・二、二二
ラ代上二九・一五 詩 ウ得三・二、九、一二
ナ申三二・四三 代下
三九・二一、一九
耶三二・七、八
・二九
彼前二、二一
井利五・七
五二

なんぢその値を増し年の數少なきときはなんぢその値を減すべし即ち彼その果の多少にしたがひてこれを汝に賣るべきなり
一七
汝らたがひに相欺むくべからず汝の神を畏るべし我は汝らの神エホバなり

一八
汝等わが法度を行ひまたわが律法を守りてこれを行ふべし然せば汝ら安泰にその地に住ることを得ん
一九
地
二〇
はその產物を出さん汝等は飽までに食ひて安泰に其處に住ことを得べし
二一
またその產物を歛めすば何を食はんやと言か
二二
我命じて第六年に恩澤を汝等に降し三年だけの果を結ばしむべ
二三
し
汝等第八年には種を播ん然ど第九年までその舊き果を食ふことを得んすなはちその果のいできたるまで汝
ら舊き者を食ふことを得べし

二四
地を賣には限りなく賣べからず地は我の有なればなり汝らは客旅また寄寓者にして我とともに在るなり
二五
汝らの產業の地に於ては凡てその地を贖ふことを許すべし
二五
汝の兄弟もし零落てその產業を賣しことあら
二六
ばその贖業人たる親戚たりてその兄弟の賣たる者を贖ふべし
二六
若また人の之を贖ふ者あらずして曰みづから
之を贖ふことを得にいたらば
二七
その賣てよりの年を數へて之が餘の分をその買主に償ふべし然せばその產業に
かへることを得ん
二八
然ど若これをその人に償ふことを得すばその賣たる者は買主の手にヨベルの年まで在て
ヨベルに及びてもどさるべし彼すなはちその產業にかへることを得ん

二九
人石垣ある城邑の内の住宅を賣ことあらんに賣てより全一年の間はこれを贖ふことを得べし即ち期定の日
三十
の内にその贖をなすべきなり
もし全一年の内に贖ふことなくばその石垣ある城邑の内の家は買主の者に確定

三一 りて代々ながくこれに屬しヨベルにももとされざるべし 然ど周圍に石垣あらざる村落の家はその國の田畠の附屬物と見做べし是は贖はるべくまたヨベルにいたりともどさるべきなり 三二 レビ人の邑々すなはちレビ人の產業の邑々の家はレビ人何時にても贖ふことを得べし 三三 人もレビ人の產業の邑においてレビ人より家を買ことあらば彼の賣たる家はヨベルにおよびて返さるべし其はレビ人の邑々の家はイスラエルの子孫の中に是がもてる産業なればなり 三四 但しその邑々の郊地の田畠は賣べからず是その永久の産業なればなり

三五 汝の兄弟零落かつ手慄ひて汝の傍にあらば之を扶助け之をして客旅または寄寓者のごとくに汝とともにありて生命を保たしむべし 三六 汝の兄弟より利をも息をも取べからず神を畏るべしまた汝の兄弟をして汝とともにありて生命を保たしむべし 三七 汝かれに利をとりて金を貸べからずまた益を得んとて食物を貸べからず 三八 我は汝等の神エホバにしてカナンの地を汝らに與へ且なんぢらの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり

三九 四〇 汝の兄弟零落て汝に身を賣ことあらば汝これを奴隸のごとくに使役べからず 彼をして傭人または寄寓者のごとくにして汝とともに在しめヨベルの年まで汝に仕へしむべし 四一 其時には彼その子女とともに汝の所より出去りその一族にかへりその父祖等の產業に歸るべし 彼らはエジプトの國より我が導き出せし我の僕なれば身を賣て奴隸となる可らず 四二 汝嚴く彼を使ふべからず汝の神を畏るべし 四三 汝の有つ奴隸は男女ともに汝の四周の異邦人の中より取べし男女の奴隸は是る者の中より買べきなり また汝らの中に寄寓る異邦人の子女

レ 賽一四・二
ソ利三五・三九
ツ利三五・四三

ネ利二五・二五、三五 ム伯七・一 聖一六 二一・二・三
ナ尼五・五 一四、二一・二六 井利二五・四二
ラ利二五・二六 ウ利二五・四一 出ノ出二〇・四五 申五

八、一六・二二、オ利一九・三〇
ニセ・一五 詩九七

の中よりも汝ら買ことを得また彼等の中汝らの國に生れて汝らと偕に居る人々の家よりも然り彼等は汝らの所有となるべし 四六 汝ら彼らを獲て汝らの後の子孫の所有に遺し之に彼等を有ちてその所有となさしむることを得べし彼等は永く汝らの奴隸とならん然ど汝らの兄弟なるイスラエルの子孫をば汝等たがひに嚴しく相使ふべからず
汝の中なる客旅又は寄寓者にして富を致しその傍に住る汝の兄弟零落て汝の中なるその客旅あるひは寄寓者あるひは客旅の家の分支などに身を賣ることあらば 四八 その身を賣たる後に贖はることを得その兄弟の一人これを贖ふべし 四九 その伯叔または伯叔の子これを贖ふべくその家の骨肉の親たる者これを贖ふべしまた若能せば自ら贖ふべし 五〇 然る時は彼已が身を賣たる年よりヨベルの年までをその買主とともに數へその年の數にしたがひてその身の代の金を定むべしまたその人に仕へし日は人を傭ひし日のごとくに數ふべきなり 五一 若またヨベルの年までに遣れる年少からばその人とともに計算をなしその年數にてらして贖の金をその人に償ふべし 五二 若なほ遺れる事は歲雇の傭人のごとくなるべし汝の目の前において彼を嚴しく使はしむべからず 彼のその人に仕ふヨベルの年にいたりてその子女とともに出べし 五三 是イスラエルの子孫は我の僕なるに因る彼等はわが僕にして我がエジプトの地より導き出せし者なり我是汝らの神エホバなり
汝ら己のために偶像を作り木像を雕刻べからず柱の像を堅べからずまた汝らの地に石像を立て之を拜むべからず其は我は汝らの神エホバなればなり 五四 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし
我はエホバなり

第二十六章

汝等もしわが法令にあゆみ吾が誠命を守りてこれを行はゞ　我その時候に雨を汝らに與ふべし地はその產物を出し田野の樹木はその實を結ばん　是をもて汝らの麥打は葡萄を斂る時今まで及び汝らが葡萄を斂る事は種播時にまでおよばん汝等は飽までに食物を食ひ汝らの地に安泰に住ることを得べし　我平和を國に賜ふべければ汝等は安じて寢ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢらの國を行めぐることも有じ　汝等はその敵を逐ん彼等は汝等の前に劍に殞れん　汝らの五人は百人を逐ひ汝らの百人は萬人を逐あらん汝らの敵は皆汝らの前に劍に殞れん　我なんぢらを眷み汝らに子を生こと多からしめて汝等を増汝らとむすびしわが契約を堅うせん　汝等は舊き穀物を食ふ間にまた新しき者を獲てその舊き者を出すに至らん　我わが幕屋を汝らの中に立ん我心汝らを忌きらはじ　我なんぢらの中に歩みまた汝らの神とならん汝らはまたわが民となるべし　我は汝らの神エホバ汝らをして眞直に立て歩く事を得せしめたりたることを免れしめし者なり我は汝らの輒の横木を碎き汝らをしてエジプトの國より導き出してその奴隸一四然ど汝等もし我に聽したがふ事をなさずこの諸の誠命を守らす　一五わが法度を蔑如にしました心にわが律法一六を忌きらひて吾が諸の誠命をおこなはず却てわが契約を破ることをなさば　一七我もかく汝らになさんすなはち我なんぢらに驚恐を蒙らしむべし療癒と熱病ありて目を壞し靈魂を憊果しめん汝らの種播ことは徒然なり汝らの敵これを食はん　一七我わが面をなんぢらに向て攻ん汝らはその敵に殺されんまた汝らの惡む者汝らを治めん汝らは

一七、一一・一三 ケ母前二・五 詩一一 四九・四
米六・二五 九・一六四 築三四。テ申一一・一七、二八
大利一七・一〇 一六 一八 基一・一〇 ユ耶二・三〇、五・三
ク申二八・二五 士三 二八・二一 邪一四
一四 邪一九・七 フ賽二五・一、二六 ア利三六・二四
ヤ詩一〇六・四一 五・五 結七・二四 ザ申三二・二四 王下
マ利二六・三六 詩 三〇・六 一七・二五 結五・
五三・五 魁二八・一 コ申二八・二三 一七、一四・一五
エ詩一二七・一 聖 キ士五・六 代下一五
メ母後二二・二七 詩 一八・二六 四・一〇
一四・一七、二九 一七、一四・一五
エ詩一〇五・一六 賽 二九・一七、一八 魔
ミ結五・一七、六・三、エ詩一〇五・一六 賽
一四・一七、二九 三・一 結四・一六
一五、八・一八 下三四・五

五 翻三三・八裏 八、三三・二 五・一六、一四・一三 ス申二八・五三 王下 ハ利二〇・三三 詩
六・二九 裏四・一〇 七八・五九、ハ九 申 ヒ賽九・二〇、未六
一四・一〇 基一・六 結五・一〇 三八 邪一四・一九
イ代下三四・三、四、七 ニ尼ニ・三 邪四・七
二九・一七、一八 魔 セ賽五九・一八、六三、賽二七・九 結六・
三、六六・一五 邪 三四・五、六、一三 本詩七・四・七 裏一
二一・五結五・一三、ロ王下二三・二〇 代 一〇 結九・六、二
一五、八・一八 下三四・五

一八 また追ものなきに逃ん 一八なんぢ 汝ら若かくのごとくなるも猶我に聽したがはずば我汝らの罪を罰する事を七倍重すべ
一九 し 一九なんぢ 我なんぢらが勢力として誇るところの者をほろぼし汝らの天を鐵のごとくに爲し汝らの地を銅のごとくに
二〇 爲ん 二〇なんぢ 汝等が力を用ふる事は徒然なるべし即ち地はその產物を出さず國の中の樹はその實を結ばざらん
二一 二一なんぢ 汝らもし我に敵して事をなし我に聽したがふことをせずば我なんぢらの罪にしたがひて七倍の災を汝らに
二二 降さん 二二われ 我また野獸を汝らの中に遣るべし是等の者汝らの子女を攫くらひ汝らの家畜を噉ころしました汝らの數
を寡くせん汝らの大路は通る人なきに至らん

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

三〇

三一

二三 我これら的事をもて懲すも汝ら改めずなほ我に敵して事をなさば 二四われ 我も汝らに敵して事をなし汝らの罪
二四 を罰することをまた七倍おもくすべし 二五われつるぎ 我劍を汝らの上にもちきたりて汝らの背約の怨を報さんまた汝らが
二五 その色々に集る時は汝らの中に我疫病を遣らん汝らはその敵の手に付されん 二六われ 我なんぢらが杖とするパンを
二六 打くだかん時婦人十人一箇の爐にて汝らのパンを焼き之を稱りて汝らに付さん汝等は食ふも飽ざるべし
二七 二七なんぢ 汝らもし是のごとくなるも猶我に聽したがあことをせず我に敵して事をなさば 二八われ 我も汝らに敵し怒りて
二九 事をなすべし我すなはち汝らの罪をいましむることを七倍おもくせん 二九なんぢ 汝らはその男子の肉を食ひまたその
三〇 女子の肉を食ふにいたらん 三〇われ 我なんぢらの崇邱を毀ち汝らの柱の像を斫たふし汝らの偶像の戸の上に汝らの
三一 死體を投して吾心に汝らを忌きらはん 三一またなんぢらの色々を滅し汝らの聖所を荒さんまた汝らの祭物の馨し

四二 き香を聞じ　我その地を荒すべければ汝らの敵の其處に住る者これを奇しまん　我なんぢらを國々に散し劍

四三 をぬきて汝らの後を追ん汝らの地は荒れ汝らの邑々は亡びん

四四 斯その地荒はてゝ汝らが敵の國に居んその間地は安息を樂まん即ち斯る時はその地やすみて安息を樂むべし　四五 是はその荒てをる日の間息まん汝らが其處に住たる間は汝らの安息に此休息を得ざりしなり　四六 また汝ら

四七 の中の遺れる者にはその敵の地において我これに恐懼を懷かしめん彼等は木葉の搖く聲にもおどろきて逃げその逃る事は劍をさけて逃るがごとくまた追ものもなきに顛沛ばん　四八 彼等は追ものも無に劍の前にあるが如くたがひに相つまづきて倒れん汝等はその敵の前に立ことを得じ　四九 なんぢ等はもうもうの國の中にありて滅うせんなんぢらの敵の地なんぢらを呑つくすべし　五〇 なんぢらの中の遺れる者はなんぢらの敵の地においてその罪の中に瘠衰へまた己の身につけるその先祖等の罪の中に瘠衰へん

五一 かくて後彼らその罪とその先祖等の罪および己が我に悖りし咎と我に敵して事をなせし事を懺悔せん我も彼等に敵して事をなし彼らをその敵の地に曳いたりしが彼らの割禮を受ざる心をれて卑くなり甘んじてその罪の罰を受るに至るべければ　五一 我またヤコブとむすびし吾が契約およびイサクとむすびし吾が契約をおもひだしまたアブラハムとむすびしわが契約を追憶し且その地を眷顧ん　五二 彼等その地を離るべければ地は彼等の之に居る者なくして荒てをる間その安息をたのしまん彼等はまた甘じてその罪の罰を受ん是は彼等わが律法を蔑如にしその心にわが法度を忌きらひたればなり　五三 かれ等斯のごときに至るもなほ我彼らが敵の國にをる時にこれを

イ耶九・一一、二五	六四 詩四四・一	ホ利二五・二	チ賽一〇・四	士七	六五 尼一八 耶	何五・一五 亞一〇	一八 約壹一・九	下一二・六・七
一一、一八	耶九・一六 結一一	ヘ結一一・七・一、一	二二 母前一四・一	三・二五、二九・一	三・二五、二九・一	九	ラ耶六・一〇、九・二	一二 三二・二六
ロ申二八・三七	王上	一五、二〇・二三、五	五、一六	二、一三結四・一七、ル民五・七	王上八	五二六 結四四・七	三三・一二・二三	
九八耶一八・一六	二二・一五	西七・ト利二六・一七	六・九、二〇・四三、	六・九、二〇・四三、	三三・三五、四七	徒七・五・一	カ出二・二四、六・五	
一九八結五・一五	三四	伯リ書七・一二・一三士	六・九、二〇・四三、	九・二、三三・三三、	九・二、三三・三三、	二九 西二・一	詩一〇六・四五	
ハ申四・二七、二八	二代下三六・二一	一五・二一 城二八	二・二四	九・二、三三・三三、	九・二、三三・三三、	二九 西二・一	詩一〇六・四五	
ヌ申四・二七、二八	一	ヌ申四・二七、二八	一〇、三六・三一	九・三、四路一五	九・三、四路一五	ワ王上二一・二九	代一六・六〇	

ヨ詩一三六・二三 ソ申四・三一 王下
タ利二六・三四・三五 三・二三 離一一・二
レ利二六・一五

ツ羅一一・二八 ナ利二七・三四 申六 ラ利二二・三三、ニ五 ウ民六・二 士一一・サ出三〇・二三
キ時九八・二 結二〇 二、二二・一、三三 三〇・三一・三九 母
九、二四・二二 四約一・一七 ム利二五・一
前一・二一・二八

棄すまたこれを忌きらはじ斯我かれらを滅ぼし盡してわがかれらと結びし契約をやぶることを爲ざるべし我是彼らの神エホバなり 我かれらの先祖等とむすびし契約をかれらのために追憶さん彼らは前に我がその神とならんとて國々の人の目の前にてエジプトの地より導き出せし者なり我是エホバなり

是等はすなはちエホバがシナイ山において己とイスラエルの子孫の間にモーセによりて立たまひし法度と條規と律法なり

第二十七章

エホバ、モーセに告て言たまはく イスラエルの子孫につげてこれに言へ人もし誓願をかけなばなんぢの估價にしたがひてエホバに献納物をなすべし なんぢの估價はかくすべしはち二十歳より六十歳までは男には其價を聖所のシケルに循ひて五十シケルに估り 女にはその價を三十シケルに估るべし また五歳より二十歳までは男にはその價を二十シケルに估り女には十シケルに估るべし また一箇月より五歳までは男にはその價を銀五シケルに估り女にはその價を銀三シケルに估るべし また六十歳より上は男にはその價を十五シケルに估り女には十シケルに估るべし その人もし貧くして汝の估價に勝ざる時は祭司の前にいたり祭司の估價をうくべきなり祭司はその誓願者の力にしたがひて估價をなすべし 人もしそのエホバに禮物として獻ることを爲すところの牲畜の中を取り誓願の物となしてエホバに獻る時は其物は都て聖し 之を更むべからずまた佳を惡に惡を佳に易べからず若し牲畜をもて牲畜に易ることをせば其と共に易たる者ともに聖なるべし もし人のエホバに禮物として獻ることを爲ざるところの汚たる畜の中ならばその畜を祭司の前に牽いたるべし 祭司はまたその佳惡にしたがひてこれが估價をなすべし即ちその價は

祭司の估るところによりて定むべきなり その人若これを贖はんとせばその估る價にまた之が五分の一を加ふべし

また人もしその家をエホバに聖別さゝげたる時は祭司その佳惡にしたがひて之が估價を爲べし即ちその價は祭司の估るところによりて定むべきなり その人もしあがな家を贖はんとせばその估價の金にまた之が五分の一を加ふべし然せば是は自分の有とならん

人もしその遺業の田野の中をエホバに獻る時は其處に撒るゝ種の多少にしたがひてこれが估價をなすべし即ち大麥の種一ホメルを五十シケルに算べきなり もしその田野をヨベルの後に獻たる時はその價は汝の估れる所によりて定むべし もし又その田野をヨベルの年より獻たる時は祭司そのヨベルの年までに遺れる年の數にしたがひてその金を算へこれに準じてその估價を減すべし もし又その田野を獻たる者若これを贖はんとせばその估價の金の五分の一をこれに加ふべし然せば是はその人に歸せん 然ど若その田野を贖ふことをせず又はこれを他の人に賣ることをなさば再び贖ふことを得じ その田野はヨベルにおよびて出きたる時は永く奉納たる田野のごとくエホバに歸して聖き者となり祭司の產業とならん 若また自己が買たる田野にしてその遺業にあらざる者をエホバに獻たる時は 祭司その人のために估價してヨベルの年までの金を推算べし彼は汝の估れる金高をその日エホバにたてまつりて聖物となすべし ヨベルの年にいたればその田野は賣主なるその本來の所有主に歸るべし 汝の估價はみな聖所のシケルにしたがひて爲べし二十グラを一シケルとなす

但し牲畜の初子はエホバに歸すべき初子なれば何人もこれを獻べからず牛にもあれ羊にもあれ是はエホバ

ワ利二七・一一一三 ヨ民二一・二三 下三一・五、六、一一
カ利二七・一一一書六 タ劍二八・一二 民 尼二三・一二 馬三 ソ耶三三・一三 結 ツ利二七・一〇
・セー一九 一八・二一、二四代 八・一〇 二〇・三七 美七・ネ利二六・四六

二七 の所屬なり 二七 若し汚たる畜ならば汝の估價にしたがひこれにその五分の一を加へてその人これを贖ふべし若これを贖ふことをせずば汝の估價にしたがひて之を賣べし

二八 但し人がその凡て有る物の中より取て永くエホバに納めたる奉納物は人にもあれ畜にもあれその遺業の田野にもあれ一切賣べからずまた贖ふべからず奉納物はみなエホバに至聖物たるなり 二九 また人の中永く奉納られて奉納物となれる者も贖ふべからず必ず殺すべし

三〇 地の十分の一は地の產物にもあれ樹の果にもあれ皆エホバの所屬にしてエホバに聖きなり 三一 人もしその獻る十分の一を贖はんとせば之にまたその五分の一を加ふべし 三二 牛または羊の十分の一については凡て杖の下を通る者の第十番にあたる者はエホバに聖き者なるべし 三三 その佳惡をたづねべからずまた之を易べからず若これを易る時は其とその易たる者ともに聖き者となるべしこれを贖ふことを得す

三四 是等はエホバがシナイ山においてイスラエルの子孫のためにモーセに命じたまひし誠命なり

レビ記をはり